

第六十七回
国会

参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第六号

昭和四十六年十二月二十日(月曜日)
午前十時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

長谷川 仁君

鬼丸 勝之君

楠 正俊君

鋤木 亨弘君

九茂 重貞君

松井 誠君

森中 守義君

矢追 秀彦君

高山 恒雄君

岩間 正男君

今泉 正二君

長田 裕二君

梶木 又三君

片山 正英君

亀井 善彰君

古賀雷四郎君

柴立 芳文君

鈴木 省吾君

園田 清光君

竹内 藤男君

西村 尚治君

初村龍一郎君

宮崎 正雄君

山内 一郎君

若林 正武君

占部 秀男君

大橋 和孝君

川村 清一君

田中寿美子君

國務大臣

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣臨時代理

文部大臣

厚生大臣

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

田中 一君

宮之原光光君

村田 秀三君

森 勝治君

上林繁次郎君

原田 立君

藤原 房雄君

栗林 卓司君

渡辺 武君

喜屋武貞榮君

佐藤 榮作君

前尾繁三郎君

福田 越夫君

田中 角榮君

高見 三郎君

斎藤 昇君

丹羽喬四郎君

廣瀬 正雄君

原 健三郎君

西村 英一君

渡海元三郎君

江崎 真澄君

大石 武一君

木内 四郎君

木村 俊夫君

竹下 登君

中村 寅太郎君

山中 貞則君

高辻 正巳君

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局沖繩
法制参事官

内閣法制局第二
部長

林 信一君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

系 光家君

人事院総裁

人事院事務総局
管理局長

総理府総務副長
官

防衛庁参事官

防衛庁防衛局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務
部調整官

沖繩・北方対策
庁長官

沖繩・北方対策
庁総務部長

沖繩・北方対策
庁調整部長

外務省アメリカ
局長

外務省条約局長

大蔵大臣官房審
議官

大蔵省主計局次
長

文部省大学学術
局審議官

文部省管理局長

建設省河川局長

自治省行政局長

自治省財政局長

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

佐藤 達夫君

茂木 広君

砂田 重民君

鶴崎 敏君

久保 卓也君

島田 豊君

銅崎 富司君

岡部 秀一君

岡田 純夫君

田辺 博通君

吉野 文六君

井川 克一君

前田多良夫君

大倉 眞隆君

安養寺重夫君

安嶋 彌君

川崎 精一君

宮澤 弘君

鎌田 要人君

相原 桂次君

鈴木 武君

宮出 秀雄君

竹森 秋夫君

本日の会議に付した案件

○沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩振興開発特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩平和開発基本法案(衆議院送付、予備審査)

○沖繩における雇用の促進に關する特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(長谷川仁君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件、沖繩平和開発基本法案、沖繩における雇用の促進に關する特別措置法案

以上の各案件を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行ないます。岩間正男君。

○岩間正男君 本題に入るに先立つて、緊急問題について佐藤総理に簡単に質問します。

政府は、今回、円を一六・八八%という大幅な率で切り上げを決定しました。このような大幅な円切り上げが日本経済に深刻な打撃を与え

ることは明らかです。私は、政府がアメリカの要求に従って、このような大幅切り上げを行なったことに嚴重に抗議したいと思ひます。

さらに、これに対する対策を時間の関係から簡単に述べてほしいのですが、赤字公債の発行や大企業に対する特別減税など、こういう措置ではなく、あくまでも国民生活の安定、中小企業、農業保護を中心とする立場から、このような対策がとられるべきだと思ひますが、いかがでしようか。

○国務大臣(佐藤栄作君) ただいま円のドルに対する切り上げ、これが行なわれ、しかも、この幅が予想以上に大きかった。こういうことで各方面に多大の影響を与えておることは、政府ももちろん見のがすことはできません。御承知のように、今回はドルの切り下げは行なえないだろう、金に対する切り下げは行なえないだろう。かように言われていたのが、これも行ないましたし、また、各国間の通貨の調整の問題でありますから、日本の国だけが対米為替を変更したと、こういうものではございませんし、多国間において話し合いがまとまった。こういうことで、これまでやむを得なかったことだと私は思ひます。いずれにいたしましても、近く大蔵大臣が帰つてまいります。今夜にも帰つてまいりますから、明日になれば、さらにその間の折衝の模様も明らかになるだろうと思ひます。国民の皆さん方に対しては、こういう大変動に対して十分対処する心がまえもできているだろうと思ひます。

私は、何よりも皆さん方に申し上げたいのは、このことが日本の持つ国力の繁栄のしからしむるところであり、十分こういう変化に対しても、国民は英知を持って対処し得るものだ、かように私は確信をしておりますので、ただいま大幅、大幅といわれますが、そういうことについての対策も、もちろん政府は十分意を尽くすつもりでございます。ことに、いま岩間君が御指摘になりましたような諸点について、私どもも、この赤字公債を発行するか、あるいはまた大企業に偏した取

り扱い方をするとか、そういうことでなしに、この影響をこうむる中小企業その他第一次産業等について、われわれは十分に味方であり、またそれらに手厚い対策を立てる。こういうことをこの機会に申し上げ、これはいづれ来年度予算の編成も間近でございますから、十分その際に、きょうな点について意を尽くす、十分の留意を払う、こういうことを約束いたしておきます。

○岩間正男君 まだ対策が十分に具体的にされてないようだし、各党からも、またこれに対する質問もあると思ひますし、大蔵大臣もまだ戻つておりませんから、私はいまの答弁では不足ですが、次に進みます。

その中で、特にこの大幅な円切り上げが沖縄県民に与える打撃は最も深刻であり、考えるに胸の痛むことであります。

最近、琉球銀行が計算したところによれば、ここにございますが、円が一・二五%切り上げられた場合、沖縄県民の受ける損失は、復帰までに六百二十二億八千万円になると見られております。今回の大幅切り上げによつて、この損失は、おそらく八百億円から九百億円になるでしょう。しかも、注意しなければならぬことは、琉球銀行のこの計算は、政府が去る十月の確認措置によつて補償することになっている個人の手持ち現金などを除いた補償漏れの部分であります。このことは、政府の対策が全く不十分、不徹底なものであったことを示しています。

政府は、今回の大幅な円切り上げに伴う沖縄県民の打撃に対して、どんな解決をするつもりかお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) ドル圏で生活しておる沖縄の方々にとりましては、今回の円の切り上げ、またドルの切り下げ、これはたいへんな影響があると思つております。しかし、私は、近く祖国に復帰するその際に、ドル圏から円圏に変わるその場合の処置、暫定処置は一応とつてございすから、それらの詳細については山中君から説明いたさせます。

○国務大臣(山中貞則君) これは祖国復帰を目前にしながら、八月以来のニクソン・ショック、あるいはまた八月末の変動相場制への移行、そして今回の大幅切り上げというように、沖縄が総理の言われたドル圏の生活であつて、対本土八〇%の生活物資の貿易に依存している沖縄県民にとつて、国際情勢下のものたらしめたものといえ、まことに申しわけのないことだと思つております。したがつて、政府としてはすでに手持ちドル、通貨並びに通貨性資産についてのチェックは一応個人に行つて行なつておられますので、これは復帰の時点において一六・八八%の幅で推移いたしました場合に、その時点において、大蔵大臣が内閣の承認を得て行なう、定められたレートによつて、約束どおりその金は支払うことになるわけでありまして、したがつて、現在要求いたしております積算の根拠は、予算としては一・二五%の場合を想定しておりますので、当然にこの交付金の金額はそれだけふえるものと考えられます。

さらに、復帰までに至る間に、生活のための悪影響を断つために、私どもとしては、四百四十品目を琉球と合意の上、すでに二十億支出を決定をいたしましたし、さらに学生の不足分——学生に対する手当の不足分並びに長期療養者に対する今回の一千二百萬、それら等の措置を講じておられますもの、それぞれいづれも積算の前提が大きき違つてまいるわけでありまして、この措置を引き続き復帰までに行なうとともに、それに對する今回の幅の上積み分については、さらに追加の予算要求をして、少なくとも生活に対する本土物資の影響というものを対しては、全面的に復帰までこれをカバーする努力を続けてまいりたいと存する次第でございます。

○岩間正男君 いま、こもごも述べられましたように、そんな措置で解決にならないことは、何よりも先ほど示しました琉銀の調査がはっきり示していると思ひます。しかも、県民の受ける打撃は、以上の数字の範囲にとどまるものではありません。

せん。八月中旬以来の輸入価格と物価の騰貴は、依然として引き続いておるし、賃金の切りかえレートをめぐる労使間の紛争や貸借関係の混乱、資本逃避、輸出困難など、打撃は深まる一方であります。政府は、県民のこの窮状を見殺しにするつもりなのか。このような苦しみを決済するためには、復帰前に一日も早く沖縄のドルを円に切りかえる以外にはないではないですか。

ところで、福田外相は、十七日、屋良主席に対し、この円切りかえの問題について、復帰前の交換が技術的に可能かどうか大蔵省に検討してもらう、もし可能なら対米交渉を始めてもよいと語つたといわれていますが、そのとおりですか。

○国務大臣(福田赳夫君) そのとおりでございます。

○岩間正男君 これは、その結論を早く出していただきたい。復帰前の切りかえの最大の技術問題は、為替投機をどう防ぐかという点にあると思ひます。これは次のような措置をとれば、さして困難なことではないと思ひます。

すなわち、まず第一に、個人の手持ち現金、預貯金は、ともに確認されたものは即時円に切りかえるとともに、確認日の十月九日以降の増加分については、琉球政府が適切な機関をつくつて検討して、投機的な増加とみなされないものはすべて三百六十円のレートで即時切りかえをする。

さらに、第二として、法人、各種団体の預貯金についても、確認日の現在高は、政府も投機的なものはないと言明しているもので、即時切りかえ、それ以降の増加分も右の機関で検討して、投機的な増加と見られるものを除いて切りかえる。また、法人、各種団体の手持ち現金も、現地の実情に照らして適切な基準をつくり、それ以下のものは即時切りかえ、基準以上のものは右の機関で検討して、投機的なもの以外はこれを切りかえる。以上の措置をとれば、投機を防いで、県民の要求にこたえることができると思ひます。問題は、政府の誠意にかかっている問題です。アメリカと

直ちに交渉に入るべきだと思ひますが、総理の御決意をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま外務大臣が答えたとおりでございます。これは、實際問題としては、ただいまお読み上げになりましたとおり、投機的でないものだ、こういうことで抽象的にはわかりませんが、技術的には非常にむずかしい。その見分けをすること、その区別をすること、それが非常に困難なんだ、こういうことをよく御了承の上、ただいまの点で政府も誠意をもつてこれと対処している、こういうように御理解をいただきます。

○岩間正男君 これは先にも述べたように、やる気があるかどうか、熱意の問題です。そのような機関をつくり、そうして即時切りかえをする、これが重大だ。あの当時、即時切りかえをやっていたら、この犠牲は今日までも相当これは食ひとめることができた。延びれば延びるほどこれはぐあいが悪い問題ですから、この問題について、私は、急速に対策を確立すべきだと思います。しかし、この問題は、いづれ大きな問題になると思ひますから、私は、これぐらいで前提条件を終えまして、次の問題に入りたいと思ひます。

第二にお聞きしたいのは、公用地暫定使用法案についてであります。

愛知前外務大臣は、協定調印前の国会で、「日本政府が施設、区域を提供するという場合に、これが民有地であれば、地主の承諾、納得ということがなければできないのがこれまで通常の考えである」、これは衆議院のわが党の松本委員に対してこう答弁をしています。私は、またそのあとにこの問題を引継いで質問をした。――参議院の予算委員会の私の質問に対しては、サンフランシスコ条約発効後九十日までには合意に達しない場合には、そのまま米軍に継続使用させることをきめたあの岡崎・ラスク交換公文のようなものかどうか、こういうふうに進及しましたのに対して、「つくらないようにするのが本筋である」という答弁をされております。地主の承諾を得るのが

本筋とまで言った政府が、なぜ一体、今度寸時の空白も許されないというところで強制収用に踏み切ったのでしょう。この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○國務大臣(江崎真澄君) お尋ねの点であります。が、私も、地主の了解、地主との話し合い、あくまでこれを粘り強く続けよう、この席でも申し上げましたように、いよいよこれで協定が成立をいたしましたれば、最も早い機会に百二十五名程度の施設庁関係職員を現地に派遣いたしました。琉球政府の協力を仰ぐことはもとよりであります。が、地主と話し合いに入るわけであり、また、愛知元外務大臣がお答えをいたしました点とは何ら変わらないわけであり、また、

ただ、これもしばしば繰り返してありますように、地主の数が非常に多くなり、その中には行く数万名という数であり、その中には行く不明者もやはり相当多数あります。そればかりか、海外に移住した人もあるというようなことなどを考えあわせまして、この法案を御審議願つておるわけであり、しかし、法案は法案として今後とも努力をしてまいりたい、このように考えております。

○國務大臣(福田赳夫君) 愛知外務大臣があなたの御質問に対してお答えしたのは、そのとおりです。ただ、愛知外務大臣は、地主の承諾を得られない場合においては何かの措置が必要であるということ、これを常に付け加えていることも申し添えます。

○岩間正男君 地主の承諾を得られない場合は、あくまでも努力をするというのが当時の答弁であつたと思ひます。

それから、今度の法案の一条で努力をするというところをうたつておる、こういうことを言つておる。しかし、結局はどうですか、承諾しなければ取り上げるという、いわばあいくちを擬するようなやり方で、相談というのは――協議というのは成り立ちますか。協議というものは、相手がイエ

スの場合もノーの場合もある。その自由があつて初めて協議というのは成り立つのです。あれは協議じゃないですよ。こういうことは全くうたい文句にすぎないので、こういうことはおやめにならなければならぬ。問題は、このようないやうなやり方で、この法案は、もう衆議院での論議、また当委員会での論議を通じて、米軍基地の継続、固定化など自衛隊の沖縄配備の強行をはかるものであり、そうして、そのために、これがどうしても前提条件になつておるから、憲法第九條の戦力を保持しないという問題、あるいは第十四條の法の下の平等の事項、さらに第二十九條の国民の財産権保障の事項、第三十二條の裁判を受ける権利、第九十五條の地方自治特別法についての住民投票、これらの国民の権利、当然こういうものを乱暴に踏みかじるものです。そうして違憲的な差別立法だということが委員から強く指摘されたことは御承知のとおりだと思ひます。これに対して政府は筋の通つた納得のいく答弁をほとんど何一つされてないのが現状じゃないですか。しかし、この法案は、「暫定」という名に値しない五年間の長期のワクをはめ、さらに米軍占領下の沖縄での布令、布告による土地強奪や、戦時中の国家総動員法でさえもなし得なかつた、関係者へ何らの事前通告なしに国民の土地を取り上げるといふ、戦前戦中を通じて類例のない悪法だということとがはつきりしたではありませんか。こんな悪法を政府はなぜゴリ押しして通そうとしておるのか、この点を、その理由をはつきりお示しを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(江崎真澄君) ゴリ押しは決してしておらぬつもりです。そればかりか、従来でも契約の上に立つてこの土地が確保されておつたわけであり、また、だんだん物価高騰等から見まして、基地の賃賃料もきわめて低くなつておるといふわけで、地元、地主連合会等の要求を受け入れまして、地元側では二百十五億と言つておりますが、これは自民党政調会等々が前面に出た話し合ひの段階では、それを全部受けてもいいではないかというくらい固い、しかも、広い決意を持ちまして話し合ひを続けていこうとしておるわけですから。

なぜ、しからばそういう強制的に、ときに土地を借り上げるといふような措置をとつたのかという点であります。が、これもしばしばこの委員会を通じて申し上げておるような、施設権返還という歴史の上にもきわめて類例のない例外的場面、しかも、日米安保条約に基づきまして米軍の基地は提供しなければなりませんし、自衛隊は、沖縄に主権が行きとどけば当然国土の防衛のために、また民生協力のために、これは派遣しなければならぬ、一日も空白を置くことができない。そこで、先ほども申し上げるように、海外の移住者とか、行く先不明者とか、あるいはまた、ごく例外として、ときに話が不調ということもありましようが、しかし、もうそういうことよりも、むしろこの法律は、行く先のわからない人々、こういう人々を対象にして、さてこの空白を置くことのできなない特別の――特別の特例というところを法制局長官はしばしば使つておることを、その場面の措置にどうかたえていくかというところを、政府として考えた上であつた法案であります。この点はひとつ御理解をいただきたいのであります。

○岩間正男君 そんなことでは答弁にならないと思ひます。施設権返還とか、民生安定とか、こういうことをうたつておる。しかし、この返還はどういうことかというところは、沖縄百万民がだれよりもこれは知つておるんです。基地はそのまま残る、戦時体制は残る、そういうところに自衛隊も派遣される、そういうことでは、その問題は隠しておいて、いまの民生安定とか、施設権返還とか、さわりのいい、耳ざわりのいいことだけあげてやつておる。だから、このところを明確にしなければならぬ。私は、お聞きしたいのです。日米共同声明で、沖縄基地の重要性を確認しましたね。そうして引き続き、その基地の使用を米側に約束した。これ

が大前提になっているんでしょ。この結果、いまのような全く憲法をじゅりりんするような、民主主義を否定するような、そういう非常手段、戦時立法にも通ずるような、こういうやり方でなければ取り上げることができない。沖縄県民の中で、補償の問題で、それに賛成している人もあるかもしれない。しかし、反対している人もたくさんいるんだというのを、あなたは忘れておられるんじゃないですか。私は、これが前提条件になっている、だから、このような政府のすでにもう国民を無視した約束の上に立っている、米上院の論議を聞いてみればはつきりしていると思う。たとえばロジャーズ国務長官の発言、バックカード国防次官の発言、それから何よりもウェストモラン

は、やっぱり安全保障条約の範囲内で行動はとどまるとしても、その基地を全部なくすると、こういうことにはならないわけでありまして。私は、こらにいまの議論の相違点、分かれ目があるように思っています。その米軍基地、これは全部はなくなないけれども、しかし、米軍が自由発進をいままですして、あるいは自由使用していたその基地のあり方は、今度は安全保障条約の範囲内にとどまる。こういうことでワケははめられる。かように考えますので、いままでとは変わってくる。したがって、おそらくこの核撤去等の約束もありますように、戦略的な方向におきましては非常な変化を来すものではないかと、これを期待するのであります。

アメリカ国会等においていろんな議論がかわされた、こういうことを例証にあげられますが、私は、どういふ議論があったか、それは別といたしまして、わが国に施政権が返ってきた以上、これが米軍の自由使用のできる基地でないこと、また、そこに核兵器のないこと、これなどは確認してしかるべきだと思いますし、われわれは、そういう意味で、今回も、その安全保障条約に基づく基地区域の施設提供、これをやっぱり約束しておる、かように御了承をいただきたいと思ひます。そのために必要な暫定法案でございます。

これははつきり取り消してもらいたい。もう一つは、安保条約で必要なら何をやっていいということなんです、それでしょ。こんな戦時立法みたいな、土地を強奪することも合理化される、こういうことは、一体、これは正しいと言えますか。これは話になりません。もう一べん御答弁願いたい。

この陸軍参謀長の発言、これは時間の関係から詳細はあげませんけれども、この点は安心して、あの協定審議の上院の陳情会で述べられている、あつたやうに、たといはバックカード国防次官は何と言っているか。「われわれは沖縄に展開している軍隊の使命を果たすのに必須の施設はすべて維持する」、こういうことは、一体返還のこれを約束した者が言えることばでしよ。これはもうはつきり前提条件がきまつていてることを意味している。だから、これでゆがめられてるんだですね。今回の沖縄協定は、沖縄基地を米軍のために確保することが全く至上命令になっている、眼目になっている。そのためにこの強制収用が必要なのではないか、全くそのとおりだと思ひます。が、総理の御答弁をいただきたいと思ひます。

アメリカ国会等においていろんな議論がかわされた、こういうことを例証にあげられますが、私は、どういふ議論があったか、それは別といたしまして、わが国に施政権が返ってきた以上、これが米軍の自由使用のできる基地でないこと、また、そこに核兵器のないこと、これなどは確認してしかるべきだと思いますし、われわれは、そういう意味で、今回も、その安全保障条約に基づく基地区域の施設提供、これをやっぱり約束しておる、かように御了承をいただきたいと思ひます。そのために必要な暫定法案でございます。

岩間正男君 第一に総理に、ただいまの御答弁のうち、訂正を求めたいことがあります。共産党は自衛隊が必要だと、こういうようなことを言われまして、この安保体制下のこんな事態の中で自衛隊には反対です、はつきり言つて。むしろ共産党は、自衛権は、これははつきり持つべきだ、ということをやっています。ですから、民主連合政府ができた場合に、そういうときに、国民の世論によつて必要な、そういうような国を守る組織というものは、これはあつてもいいんじゃないか、こういうことを言つておるんで、そのところを混同されて、いかにも自民党と同じような、あんな、いつでも言うけれども、これはいけませんよ。こんな非合理的な答弁はいけません。こ

岩間正男君 衆議院の決議もあり、基地の縮小に努力すると、こうやすやすと言つていられるわけです。私は、そのことは悪いと言つてい

が、大前提になっているんでしょ。この結果、いまのような全く憲法をじゅりりんするような、民主主義を否定するような、そういう非常手段、戦時立法にも通ずるような、こういうやり方でなければ取り上げることができない。沖縄県民の中で、補償の問題で、それに賛成している人もあるかもしれない。しかし、反対している人もたくさんいるんだというのを、あなたは忘れておられるんじゃないですか。私は、これが前提条件になっている、だから、このような政府のすでにもう国民を無視した約束の上に立っている、米上院の論議を聞いてみればはつきりしていると思う。たとえばロジャーズ国務長官の発言、バックカード国防次官の発言、それから何よりもウェストモラン

岩間正男君 衆議院の決議もあり、基地の縮小に努力すると、こうやすやすと言つていられるわけです。私は、そのことは悪いと言つてい

岩間正男君 衆議院の決議もあり、基地の縮小に努力すると、こうやすやすと言つていられるわけです。私は、そのことは悪いと言つてい

岩間正男君 衆議院の決議もあり、基地の縮小に努力すると、こうやすやすと言つていられるわけです。私は、そのことは悪いと言つてい

トルでございます。

○岩間正男君　そうしますとね、とにかくここではどうですか、これは長い間米軍の基地に反対して農民が戦っていると思いませんか。御存じでしょう。そういう中で、沖縄のこの暫定使用法案が通る、そういうことになりましたと、返還後、はつきりこれは日本領土の沖縄で適用されるその法案が今度はここに、本土でも適用されるという一体この心配はないのかどうか、どうですか。なぜ一体そんなに急いでこの法案を通すのかと聞きましたら、寸時の空白も許されないと、だからこういうことをするんだと。本土の場合は、寸時の空白も許されるんですか。これは同じ条件になるだろう。これに対して、どういう一体措置をするつもりですか。

○国務大臣(江崎真澄君)　これはたいへん違うんです。それは、本土の場合は持ち主がはっきりわかっているわけですね。しかも、いま二十年契約で、話し合いに基づいて契約が締結されているわけなんです。したがって、私も、この暫定使用法を本土に適用しようなどということは、これは夢にも考えておりません。どうぞ御安心ください。当然、従来の契約を更新するという形で話し合いをしていけば、話し合いには応じていただけのもので、もちろんいろいろその困難性もありましょう。いろいろ事情のある方もありましょう。しかし、それはあくまで話し合いでいくと、こういうつもりでおります。どうぞ重ねて申し上げますが、この暫定使用法を本土に用いるなどということは絶対ありませんから、これは言明いたしておきます。

年契約更新、こういうものに対して、ほんとうにこれを尊重する考えがあるのかどうか。ことに忍草の農民たちは、これはどんな気持ちでこの反対運動を展開されているか、御存じですか。

○国務大臣(江崎真澄君)　よく尊重してまいりたいと思っております。それから忍草の農民は、ちょうどいまから思いますと、私、前に防衛庁長官をいたしておりましたときに、米軍の演習に対抗して、富士のあの山ろくの洞穴ですか、中へ入って、これとあわや大激突というような場面がありましたときに、私が間に割って入って解決をしたことをいまだ思い出しました。忍草農民の要望というものは、私は、ある程度わかっているつもりであります。こういった状況等も踏まえまして、手落ちのないように、よくひとつ折衝をしてみたいと思っております。

○岩間正男君　とにかく、あそこで団結小屋をつくって長い間が経ちました。米軍があの団結小屋を焼いたのですよ。しかし、その中で婦人何人か、なおかつがんばるという、そういうことで、私は、四年前のこの連中が会ってございすから、ですから、こういうやり方が沖縄でやられれば、これは本土に適用される、そういう心配について考えるのはあたりまえですよ。だから、民法六百四十四条というやつは、これをほんとうに尊重されるか。これはどうか、一言でいいですか。

○国務大臣(江崎真澄君)　当然、現存の嚴密なその法律の条文については尊重をしてみたいです。

○岩間正男君　次に、私は、自衛隊の沖縄配備の問題について質問したいと思っております。

まず、総理にお聞きしたいのですが、久保・カーチス取りきめによって沖縄に自衛隊を配備することをきめたわけですね、一体、この根拠はどのようなことでしょうか。これは言うまでもなく、佐藤・ニクソン共同声明の第六項に基づくものだというふうに考えられますけれども、これは確認してよろしいですか。

○国務大臣(佐藤榮作君)　いずれ後ほど防衛庁長官から補足するかわかりませんが、沖縄が祖国に復帰すれば祖国の自衛の範囲に入ることは、これは当然でございす。そういう意味で、私も、は、現在の自衛力をそこに配置すると、こういう考え方に立つておるわけでありす。これによって特に定員をふやすとかどうこうという問題ではございせん。

○国務大臣(江崎真澄君)　現在アメリカが基地を持って沖縄の施政権をつかさどっておるわけですが、これがこつちに戻つてくれば、当然、自衛隊が沖縄島の局地防衛に任ずるわけでありす。したがって、アメリカが従来やつておったものの自衛隊が引き受けられる範囲、これは当然主権の存する国家として執行に移さなければならせん。そこで、その局地防衛の任務分担、それから、米軍のおるところに自衛隊が入っていくのでありますから、これは手順よく配置をいたしませんという、いろいろな無益の混乱や摩擦が生じたりしたら、これはもうたいへんでありますので、それをきわめて技術的にスムーズに展開できるように、防衛の任務分担をはじめ、その時期、その設備、施設、そういったものを事務的に取りきめたのがこの久保・カーチス取りきめでありす。

○岩間正男君　これは時間の関係もありすから、答弁は的を射た御答弁を願いたい。あつちこつち言い回つて、実際の焦点をお答えにならない。これは日米共同声明の第六項が根拠になっておるかどうかと聞いておるわけす。それはもういいですね、そのとおりですね。これは当然だれが見たってそうだと思う。

ところが、同じ共同声明の第六項、これを見ますと、そのすぐあとにこういうことが書いてあるんですね。これは米軍への地位協定による基地提供、安保条約による協定のことをうたつておるわけですが、そのあとの部分――基地提供の部分は、はつきりこれは沖縄協定に明文化されている。ところが、自衛隊の配備のその前の部分と

いうやつは、全然これは協定から省かれておりすね。そして別個の、こういうような取りきめをやっておるわけす。これはどういうわけなんですか。

○国務大臣(江崎真澄君)　これは、いま申し上げたように、事務的、技術的にこういうふうにしたましよう、という取りきめですから、協定本文になくても一向差しつかえはないわけす。任務分担をスムーズにはかどらせるために技術的に話し合いをしたものと、こう御理解いただきとうございす。

○岩間正男君　これは、事務的とか技術的とかという答弁をやっていますけれども、これが公然化するかどうか、あるいは悪い、そうとしか取れないですよ。こういうやり方で自衛隊配備とは、何か積然としないものを国民は持つておるわけす。ここにこの性格があります。自衛隊配備の基本的な性格が、協定で堂々とうたつたらしいじゃないか、必要だつていうなら、なぜ協定でうたわなかったか。それをうたうことができないで、事務的にこうだから、ああだからというところで、こういうことをやつておる。国会にもこれは当然出して、ここで審議してもらつて、そしてはつきりすべきだ、もしあなたたちに確信があるんなら、そうすべきなのに、そういうことをこれはしてない。私は、むしろ、しろというんじゃないですよ、こんなものは全部これは取りやめるべきだという基本的な立場に立っています。しかし、あなたたちの立場からいって、そうじゃないですか。どうなんですか。

○国務大臣(江崎真澄君)　主権が日本に返つてくれば、そこに自衛隊が配備されるということとは、これはもう当然なことだと考えます。

それから、いまの取りきめについては、ここへ重要な付属文書という形で配付をいたしまして、そして御審議をいただいておりますわけでありすから、御了承を願いたいと思ひます。

○岩間正男君　何回も責められて、やむを得ないようなかつこうで出す資料というものの、そういう

ことじゃありません。これはアメリカの上院の審議にも出された聞いておられますけれども、向こうは早く出ておる、こっちなかなか出さぬ、こういうかつこうじゃありません。何かこれは陰性だ、暗い影がある。こういうことじゃありません。

そこで、防衛庁長官にお伺いしますが、自衛隊で一体何を守るんですか。沖縄に自衛隊が行って一体何を守るんですか。まず、その任務を明らかにしてほしいと思います。

○国務大臣(江崎真澄君) 国土の防衛であります。これが第一です。そして新しい自衛隊の任務である民生協力、また、災害常備隊という、きわめて不しあわせな地理的環境にある沖縄県の災害等については果敢な救助活動をする、これらの任務につくわけでありまして。

○岩間正男君 まるでこれは国民欺瞞の答弁になりますよ。あなたは防衛庁長官でしょう。当然、これは自衛隊法をお読みになったと思う。自衛隊法のもとに運用されていかなければならない。いま、あなたは、国土の防衛だということを言われた。しかし、国土を一体だれが侵略するのだ。攻撃されるというのは、アメリカの基地があるから攻撃されるのでしょ、これは。アメリカの基地がなかったら、だれが一体沖縄を攻撃しますか。いままでの歴史が証明するところだ、一つは。第二には、何か言くと、あなたは、災害出動だ、救援だ、もうこの議場で何回——これは時間にしたら、そうですね、延べにしたら二時間ぐらいい、あなたはやっているわけですよ。ところが、自衛隊法の最も主要な任務は何なんです。これは防衛庁長官に聞いてどうもぐあいが悪いんですけれども、お聞きしたい。

○国務大臣(江崎真澄君) ただいまの答弁でも、第一は国土の防衛であります。これはまづ先に強調したとおりでありまして、これが本務中の本務であることは言うまでもありませんが、しかし、新しい自衛隊は災害救助活動等には非常に活発です。私は、伊勢湾台風を経験した地元民です

から、あの当時の果敢な自衛隊の活動というものがいまでも思い出されるし、目に浮かぶんです。だから、ひよつとすると、私がそのことを強調し過ぎるのは、伊勢湾台風のとくに実に自衛隊の活動がみごとだった、その思いが強く印象づけられておることによるからだと思ひます。

○岩間正男君 私たちも、いままで自衛隊を見学しました。どこへ行っても、師団長、何を一体説明するかという、災害救助ですね。一番先に言うのは、災害でこういう救助をしましたと、これがまるで自衛隊の本務のようなことを言っている。しかし、本務は明らかにこれは一つは防衛出動でしょう。もう一つは治安出動でしょう。これは明白でしょう。どうも、いま答弁された、国土の防衛でありますという抽象的なことを言われたが、その国土についても、沖縄の場合、具体的にだれが一体それなら侵略をするのか。米軍の基地があるから侵略されるのだということを私は言いたいです。そういう点から言いますと、災害復旧といいますが、災害復旧だったら、国土のそういう破壊をほんとに救援できるような部隊でも別につくればいいんです。数千億の金を使つて、今度の四次防が発足すれば五兆以上の金だ。そうしてやっているこの自衛隊の救助、こういうことをこの議場を通じて宣伝してありますが、これは明らかに一種のカムフラージュと言わざるを得ない。国土防衛、国土防衛と言っていますけれども、明らかにこれは米軍を守る任務を持っているんじゃないですか、沖縄配備の自衛隊というのは、どうなんです。

○国務大臣(江崎真澄君) 米軍も沖縄を守る任務を持っておる、そういう意味ですか——。これは日米安全保障条約に基づいてアメリカ側もそれを持っておるわけですから、アメリカ側もそれがあり、アメリカの軍隊があるから自衛隊はなくていい、そういう理論こそ私は通らないと思ひます。日本は日本、アメリカはアメリカ、のみならず、これは国会の決議に基づいて、また佐藤総理も、この基地は、米軍の基地は今後も旺盛に交

渉してだんだん縮小してもらうんだと、確かに日本でも平和条約発効のときには二千七百カ所もあつたものがいまや百カ所程度に減つてきた。これも本土においてもつと減らしていこうという姿勢にあることは言うまでもありませんが、そのデンプでどんどん減らしていきなさい。これはやはり核抜き本土並み、これでいけというのを強く共産党等からも要請がありました。あるいは無条件即時返還ですか、しかし、核抜き本土並みということとはしきりに言われたことを佐藤総理をはじめ自民党政府が努力をして、とにかく核抜き本土並みというところへ持っていきたいんです。その功績はひとつ買ってもらいたいもので、その上でひとつこれは日米安全保障条約を適用する本土並みでなしに、本土並みに基地の数も減らしていきたい、こういうふうにしきりに思つております。

○岩間正男君 核抜き本土並みも、どんなこれが宣伝であるかというところは、いままでの議論の中で何回も繰り返されているわけですね。どうですか、いまの公用地暫定使用法案一つ見ただけで本土並みじゃないでしょう。そういう事実を踏まえながら、じゃあじゃあ核抜き本土並みでございませうからこれを買ってくださいなどと言ひます。まあ、あなたは就任されてまだ日が短いようだけれども、しかし、そんなことじゃいけませんよ。もっとやはり姿勢を正して御答弁を願ひたいと思ひます。真剣な議論をしておる。

米軍を守るの、それは安保条約があるから、それでそういう米軍の基地を防衛する任務もあるんだ、そのことは私たちがわかつてゐる。しかし、具体的に、あなたたちは沖縄の防衛のために、ここに沖縄の民生安定のためにとかいつて自衛隊をこれは配備しようとしてゐる、その中でたくさん金をかけて、たとえばナイキ、ホークのようなものを米軍から買つて、そうしてここに自衛隊を駐留させようとしてゐるでしょう。このナイキ、ホークは何を守るか、具体的に教えてください。

い。これは沖縄の住民を、県民を守るんですか。この守備地域というものを私たち詳細に調べましたが、嘉手納をはじめ牧港その他瑞慶覧、こういうアメリカの核戦略体制の最も中枢地帯、これを守るためこのような配置が米軍の肩がわりになつて今度はナイキ部隊、ホーク部隊というものがあつたことは明らかじゃないですか。そんなことばあなたちがごまかしちゃいけません。そんなことは私がここで言うよりも、沖縄の県民は朝に夕にはだをもつて感じてゐる問題でしょう。国会の議論というものは、そういうところから離れて、そうしてほんとうにいまのような宣伝で、浮つたそういう宣伝で終始されてはいけないと思ひます。

次に、私はお聞きしたい。総理、コザ事件というのをごさいましたね、昨年のきょうですよ。コザ事件は、思い起こせば、はしくもきょうなんです。この事件のあつたとき、あるいは何回もの基地労働者のこれは生活権擁護の闘争がありました。そういう場合に、必ずこれは米軍が、たとえばグリーンベレーですよ、グリーンベレーがよく出る。これが出動する。御存じですか。あるいは出動待機をやつてゐる。この米軍の肩がわりをするのが今度は自衛隊じゃないですか。これは治安出動であります、明らかに。治安出動草案は、十数年前、参議院の予算委員会の問題になつた。しかし、あなたたちは教範をいまだにつくらないと言つてゐるが、実際はほとんど行なわれてゐる。訓練は何倍にもこれは拡大されてゐます。訓練時間だけ言つても、もう五倍にも六倍にもなつてゐることは明らかだ。こういう形で自衛隊が乗り出して、いけば、これらの当然民主主義を守り、生活を守る沖縄の県民を治安出動によつてこれを威圧する、そういうねらいがあることは、はっきりしているんじゃないですか。この任務はないと言ひますか。これはお答え願ひたい。

○国務大臣(江崎真澄君) 治安出動は、自衛隊のやはり重要な任務であります。しかし、御承知のとおり、国内においてもこのことをまだ実行に移

したことはございません。だから、重要な任務であるが、そういう出動をしないことをもって最良とする。また、自衛隊ができてから局地戦も幸いなことに勃発しないで済んだわけですね。このことを私どもは厳密に考えるのです。やはり自衛隊というものが存在することによって、局地戦もこれが抑止力になって回避することができた、治安出動もしなくて済むように今後ともいきたいものだと思います。

○岩間正男君 いままでの本委員会の答弁で、あなたは当然この隠された任務についてはっきりこの議場で表現されたことがありますか。この質問をされるまで治安出動の問題には何一つ触れてなかった。こういうことでは、私は、防衛庁長官の答弁としてはいただけないのです。いまのようなことを言ったけれども、治安出動ははっきりやぱり一つの任務だと、しかし、これは使わない、そうすれば必ず沖繩では治安出動はしないのだという、そういう約束はできますか。

○国務大臣(江崎真澄君) 当然これはできます。そういう形に持っていないように、政治的な配慮をしていくことはもちろんでありますし、そういう望ましくない出動などは絶対したくない、こう思っております。

○国務大臣(佐藤栄作君) だんだん話がこじれてきたのは、さっき米軍を守る自衛隊と、こういう発言をされましたが、自衛隊にはさような任務はございません。米軍は米軍、自衛隊は自衛隊、その自衛隊が米軍を守るという、そんなことはございません。それだけははっきり観念を区別してください。

○岩間正男君 一つは、治安出動は沖繩ではしないということを確認したいと思えます。

それから米軍を守る云々というのを言っていますけれども、これは事態をはっきり今度の配備の例をあげて私は申したのであります。

次にお伺いいたしますが、自衛隊の守備範囲というものは、どういふふうになるのですか。今度はずっと広がるのだらうと思うのです。御説明願

いたい。

○国務大臣(江崎真澄君) 沖繩の領土、領空、領海それでありませう。詳しくは防衛局長がおりますから答弁をさせます。

○政府委員(久保卓也君) いま、長官は領空、領海と申されましたが、これはちよつと誤解がございまして、領空、領海を中心としながら周辺の海域、周辺の空域を含めて防衛の範囲と考えております。

○岩間正男君 いままでの歴史的な経過を御存じなかったでしょうが、二次までは領海、領空、三次防になると少しはずれかけた、四次防では公海、公空、これは御存じないかもしれませんが、そうなるてくるんですよ、だんだん延びて行っているのだ。だからどこに広がるんです、これは。今度の防衛の何をずつと、防衛識別圏についても話してください。

○政府委員(久保卓也君) 防衛識別圏のほうから申しますと、現在の米軍が設定しているものは資料として差し上げているとおりでありまして、おおよそそれを継続使用してはどうだろうか、若干修正すべきであるかどうか、目下検討しているところでありませう。それから全般的な広がりと申すものは、周辺の海域、周辺の空域でありますから、必ずしも特定はできておりませんけれども、四次防の策定にあたって、中曽根元長官のころから申し上げておりますのは、海上自衛隊の行動範囲は南鳥島、沖ノ鳥島、南西諸島、その範囲について潜水艦等に対する警戒を行なうということでありませうが、主とした防衛の周密的な範囲というものは、やはり日本周辺の数百マイルということが常識的であらうと思ひます。

○岩間正男君 とにかく沖繩返還によって防衛の守備範囲は非常に広がるのです。これは中国沿岸すれすれ。朝鮮半島はどうなるんです、入るのですか、入らぬのですか。海域はどこまで——これは正確にはんとうに出してもらいた

い。

○政府委員(久保卓也君) 防衛の範囲というのは、どこの国でも何マイルまでは必ず守ると、それ以外は何もないという種類のものではございません。いま御質問の点、おそらく防衛識別圏のことであろうと思いますが、この点は中国に非常に近いとおっしゃいますが、北のほうを見ますと、樺太とかシベリアあるいは千島列島、そういった地域については非常にこれは地理的にやむを得ず近くなつておりますが、しかし、その辺も、ある程度やはり外国領土との関連も考慮いたして非常に制約をしている面もございませう。

そういう意味で、防衛識別圏について、中国関係のものはある程度検討する必要があるのではなからうかというふうな考えを持っております。

○岩間正男君 中曽根元防衛庁長官は、四次防のねらいとして公海、公空出撃ということをおっしゃいます。制海、制空権のこれは制圧を意味するのだと思ひますが、こういうことですから、いまの御答弁で識別圏の問題についても、これははっきりしてもらいたいと思うのであります。それから、この地帯というのはいふふうになるかと

いうと、この海空域というのはアメリカの第七艦隊、第五空軍の同時活動地域でもあります。したがって、これは哨戒とか救難ということを沖繩配備の自衛隊の任務の一つとしておるようでありませうが、これをほんとうに果たそうということになると、当然ここでは米軍との共同行動というものが出てくるのじゃないか。また、非常にこの守備範囲が広がった、そういうことのためにたとえばF4のような足の長い攻撃的なそういう装備にこれは変わらつたところ、これは現実だと思ひます。

私は、こういう現実の上に立つてお聞きしたいのでありますけれども、こういう場合に、一体防衛の限界というのを明確にしておく必要があるのじゃないか。それで御聞きするわけですが、自衛隊は、公海、公空上のアメリカの艦船やあるいはアメリカの航空機、これを護衛したり、あるいは米艦が攻撃された場合に出動する、そういうことが一体できるのかできないのか、これは本議場を

通じて明確にされる必要があると思ひます。いかがですか。

○政府委員(久保卓也君) 自衛隊の任務は、わが国に対する直接及び間接の侵略に対してわが国を防衛するというものでありますから、米軍そのものについてはわが国が関知するところではあります。

○岩間正男君 関知するところではありますというの、これはできないということですか。

○政府委員(久保卓也君) 御質問の趣旨は、おそらく海洋等を航行しているアメリカの艦船が攻撃された場合、わが国が能力があつた場合にそれを援護するかということであらうと思ひますけれども、そういうことはできません。

○岩間正男君 それもはっきり確認しておきませう。そうすると、日米共同行動あるいは房総沖の今年五月行なわれた合同演習、ハワイ沖におけるところの演習、ことに房総沖においてはアメリカの原潜を攻撃対象として行なわれているはずであります。これはどう説明するのですか。

○政府委員(久保卓也君) ハワイも、それから房総沖の場合も同じであります。共同演習ということでありませう、目標艦として設定してはおられません。つまり、わが国は原子力潜水艦を持っておりませんので、しかも、わが艦艇が対象にする非常に大きな難敵は原子力潜水艦である、そういうことで、対潜哨戒の訓練のために目標艦を提供してもらつたということでありませう。

○岩間正男君 そういうことばでみなやつておるのです。私は、東富士演習場の実態も見ました。一つの目標だ、同時訓練です。しかし、これは自衛隊は自衛隊の独自の立場でございませう、海兵隊は海兵隊の独自の立場でございませう、いつの間にか偶然に暗合が何かこれは一致するやうな、そういう形で行なわれるのは、これはことばのあやなんです。共同演習でしよう。こういうことをやっていますから、前言をこれはひるがえすことになると思ひます。これがいいのですか。そういう

何というか、ここだけの国会の答弁で何とかはぐらかせばいいのだという論議では、これは間に合わないわけです。こんなことを国民は聞いていないのです。この点を明確に防衛庁長官から答えてもらいたい。

○国務大臣(江崎真澄君) 日本に不正の侵略者があった場合に、日米安全保障条約のもと、どうするの、そういう共同演習とか、そういうことはあつて差しつかえないと思いますが、何となく日本がアメリカに加担をして他に脅威を与えるような、そういう演習はする必要ありません、また、それは今後とも考えておりません。

○岩間正男君 現実に行なわれていることについてお聞きしているのです。あなたの希望をお聞きしているのじゃありませんよ。ことに、房総沖のあの演習はフリーダムボートの一環として行なわれた、こういうことがはつきり言われておる。もう一つは、公海、公空の出撃という四次防の対象になりますか、なりませんか。これは中曽根前防衛庁長官の言った、こういうものをあなたは支持されるのかどうか。——これはちょっと防衛庁長官の答弁でしょう。

○国務大臣(江崎真澄君) 中曽根君にただしたことはありますが、わが国にわかに不正の軍隊によつて攻撃を受ける、そのときには公海上においてこれを撃ち取るということは、これはやはり当然の事態として考えられると思います。そのことをおそろしく中曽根君も指摘したものでないでしょうか。

○岩間正男君 これはそういうことじゃないですよ。はつきりもう公海、公空の出撃をしなければ日本の真の防衛は成り立たない、そして、一方では専守防衛、自主防衛ということをやっております。しかし、そういうものとの関係が非常にこれはあぶない問題になつてきている。ですから、その点はあなたの立場として、これは総理にお聞きします。公海、公空の出撃ということを考えていない、こうはつきり御答弁願えますか。

○国務大臣(江崎真澄君) 攻撃を受けた場合には、これはやはり出動することもあり得ると思うのです。しかし、今後とも、私どもは、そういう事態のないように、これは政治的に特に総理大臣、外務大臣とも努力をするわけですし、防衛庁長官としても、そういう事態がないことを望むものであります。しかも、専守防衛ということばも、あれも中曽根君時代に言われたことばであります。私は、やはり守りに徹する自衛隊というものは、日本があの大きな敗戦の犠牲によつてかちとつた一つのやはり軍隊的な性格を持つものとしては一次元上の自衛隊、一次元上の存在だといふふうに考えております。

○国務大臣(佐藤榮作君) 防衛庁長官のたゞいまの説明につけ加えるものはないようですが、ただ、私、スクランブルというふうなことがございまして、これは直ちにこれをもつて防衛行為と、かように考えなくてもいいのですが、このスクランブルをやるといふ、それもやっぱり領空が侵犯される危険な個所を外国の飛行機が飛ぶ、そういう場合にやっぱりスクランブルをやると、これだけの権利が当然あるのだと、かように私は思つております。また、公海上において日本の商船が不明国から攻撃を受けた、こういう場合に出動すると申しましたが、なかなか出動のしようがないのじゃないかと、かように私は思いますので、その具体的な事例についてはおもつと詳細に、どういうことを予定しておられるのか、ちょっと私はそういう場合があるかなと考えるがたゞいま立ち上がったのでございます。スクランブルの場合、これはしばしば行なわれておりますから、そういうことはある、こういうことを申し上げておきます。

○岩間正男君 まあ、とにかく侵略がある場合といたことで、それが一体侵略の中にあるということですね、そんな情勢がアジアの中にあるというのですか。だから、そういう想定のもとに結局どんだんどん軍備は拡張されていく。今度のやつも防衛の範囲は非常に広がってくる。日米共

同の体制、いわば軍事複合体といふようなものは、これはホイラー統合参謀議長があの佐藤・ジョンソン共同声明をつくる一カ月前に日本にやつてきたんです。日米共同声明の最も具体的なものとして、日米軍事複合体、ミラタリーコンプレックスといふものをこれは推進する、そういう要望がなされたはずなんです。そういう体制の中で、当然これは沖繩を返還して自衛隊の沖繩配備——こういうことは当然四次防をよんでいるわけです。四次防といふのはこういう必然の中から必要となつてきているといふふうに考えるのです。

そこで聞きますが、四次防計画はどうなっているんですか。今月十九日の防衛庁長官と大蔵大臣とそれから官房長官ですか、この三者の会合で、米年度から四次防実施をするということがきめられた、こういうふうな伝えられておりますが、その構想、内容、これに伴う予算、そういうようなものがわかつておつたらお知らせをお願いいたします。

○国務大臣(江崎真澄君) これは三者の間におきまして、来年度から実行に移すことを目途に事務折衝に入らうといふことをきめたわけでありまして、まだ詳細については、これからきめていこう、これからの目途は本年度のうち、すなわち三月までにこの五カ年計画を策定しようという方向を話し合つたわけでありまして、経済的にいふ非常に変動の時期でありますだけに、先行きを見きわめながら慎重に手続を進めてまいりたいと思つております。

○岩間正男君 国防会議議長としての総理にお伺いしますが、この四次防は手直しをされるんですか。そういうことを考えておられるんですか、どうなんです。これは経済の事情で、ことに円の切り上げ問題がさらに深刻にわれわれの頭上にのしかかっているんです。こういう体制の中でどうお考えになりますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) たゞいま防衛庁長官が申しますように、年度内に成案を得たい、かように申しております。年度内と申せば三月末までと、

かようなことでございますから、その前に来年度予算は成立するだろう、かように思います。したがつて、いわゆる四次防の成立、その中身等々はまだ国防会議の議題にもなつておりません。そういうことをお含みおき願いたいと思います。

また、私どもは、先ほど来、ちょっと岩間君のお尋ねを聞いていて問題に思つておるのは、仮想敵国は絶対に持たない、こういうことを何度か繰り返し申しておりますので、その辺は誤解はよもやあらうとは思ひませんが、仮想敵国は日本は持たない、こういうことでございまして、その上で日本が侵略を受けた際、あるいは局地防衛、どういう処置をとるか、そういうことを考えればいいのでございまして、仮想敵国があつて、何かそのもとで自衛隊がいかにあるべきか、かように考へているわけではございませんから、そこらの誤解のないようお願いいたします。

○岩間正男君 これは経済事情でいかようにも修正する、あるいは来年度の発足を見合わせるというふうなことが盛んにPRされている。しかし実際はなかなかそうじゃない。たとえば、まあ一部修正があつたとしても、いま申した根幹はこれは変わらないだろう。このことを非常に国民も心配しているわけですね。現に朝永さんたちをはじめとする七人委員会が、この四次防の発足は中止すべきだといふ、そういう声明を發しております。御存じでしょう。そして、このことは国民のやっぱりだれでもがそういうことを願つてゐるんじゃないかと思ふんです。これに対する見解を簡単にいいますからお聞かせ願いたい。

○国務大臣(江崎真澄君) 知つております。相当な人たちの御意見ですから、よく参酌したいと思つております。

○岩間正男君 相当な人たちと言つては、これ日本を代表するような人が大部分で、これは世界の平和、そういうふうな日本で有名な、しかも、そういう功績のある人、そういう人がこういうことを言い出すのはよくよくのことなんでしょう。

次に、松前・バーンズ協定の問題、これに関連してお聞きしたいと思います、最初に聞きませんが、佐藤総理、総理は、これまで繰り返して、復讐後の沖繩には安保条約とその関連取りきめを変更することなくこれを適用すると申されましたが、これはいまでも変わりございませんか。

○国務大臣(佐藤作) 変わります。

○岩間正男君 この関連取りきめというのはどういふことになりますか。これは地位協定もその一つだと思ひます。それから日米合同委員会の合意書というのは、全部で約二万ページにわたつてゐる。その一つを十年ほど前に私は予算委員会の問題にしたことがありますけれども、当時、基本労働契約という暗黒なスパイ協定の問題でありましたが、こういうものを含めてたくさんあるわけですから、それから、このほかにもいろいろ協定があるわけですね、これは全部関連取りきめということになるわけですね、そう解釈してよろしうございませう。

○国務大臣(江崎真澄君) いろいろ協定があるわけですが、お尋ねの松前・バーンズ取りきめの経緯といふことは、これは領空侵犯に対する処置は、岡崎・マーフィー往復書簡に基づいて、もっぱら米空軍に依存しておりましたのを、昭和二十九年航空自衛隊が発足しましたので、そこで、昭和三十三年の四月から航空自衛隊も同じように領空侵犯に備えて警戒体制を開始したと、六月には、それまで米軍が管理していたレーダーサイトの航空自衛隊への移管が開始されたわけでありました。そこで、松前・バーンズ取りきめは、このレーダーサイトの移管を機会に防衛庁長官から領空侵犯に対する措置をとることを命ぜられる航空総隊司令官が、長官の承認を得て、岡崎・マーフィー往復書簡によって同様の措置をとることとされてゐる第五空軍司令官との間で、これまた昭和三十四年九月二日、レーダーサイト移管後の両者の領空侵犯に対する措置、実施上の細目事項を調整するために締結したもので、こういう経過になつておるといふに承知しております。

○岩間正男君 どうも、質問をよくお聞きになつて御答弁いただきたいんですが、私は、これは関連取りきめですね、安保条約の関連取りきめの中に、いまのような合同委員会の合意書、そういうものが入るのかどうか、こう聞いておる。外務大臣からこれは答弁願ひたい。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま防衛庁長官からお答え申し上げました松前・バーンズ協定でありますとか、岡崎・ラスク書簡でありますとか、そういうものは、これは今日なお有効である、こういうふうに思ひます。

なお、合同委員会でもいろいろいきさつがあつた二百と称せられる案件ですね、その問題につきましては、私は、詳細に承知いたしておりませんが、これは政府委員のほうからお答え申し上げます。

○政府委員(井川克一君) 岩間先生の御質問は、第二条にございませう安保条約及びこれに関連する取りきめとは何かという御質問だと思ひます。これに関連する取りきめとは、安保条約の締結に際し、条約とともに国会の承認を得た条約第六条の実施に関する交換公文、吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文、相互防衛援助協定に関する交換公文及びいづゆる地位協定、これをさしております。

○岩間正男君 それはおかしいじゃないですか。関連取りきめというのは、結局、その結果、実施のためにつくられたのは日米合同委員会の合意書でしょう。このために各省庁と米軍との間に分科委員会が持たれて、たくさん合意書がつくられてゐる。そうして、ここでいう関連取りきめというのは、実はそれが実態なんです。地位協定よりももっと具体的なんです。この問題はさつぱらかすと言ふんです。当然、それは日米合同委員会の合意書は入らざるを得ない。それから、そのような協定は入らざるを得ない。入らなかつたら、それは実体的ない、形だけのものになる、そういうことになりませう。関連取りきめというのは、はつきり、そうでしょ。どうなんですか。

○政府委員(井川克一君) 第二条に申します関連取りきめは、ただいま私が申し上げたとおりでございます。つまり、条約として日本国会の承認を得たものを意味するといふ了解のもとにあの第二条がつくつてあるわけでございます。

これをちよつと経緯から申し上げますと、佐藤・ニクソン共同声明にも、いわゆる本土並み、変更なしに安保条約及び関連取りきめが適用されるということばがございませう。この際、佐藤・ニクソン共同声明が出ましたときに、愛知外務大臣は、そのときの説明におきまして、そのときから、私がただいま申し上げた諸条約がここにいう関連取りきめであるといふことを言われております。そして、今度の条約になりました、第二条に書かれてあるのも、まさしく私が申し上げたとおりでございます。そして、私、岩間先生に一度申し上げたかと思ひますけれども、その他のこれに基づくものは、これを具体的によく洗ひまして、はたしてそれが沖繩における技術的その他の事情によりまして完全に適用ができるかどうかといふこと、これは行政府限りでございませう。いまのこと、これは行政府限りでございませう。いまのこと、それはよく洗つてみたいといふことを申し上げました。そして、現在もずっとその作業を続けておりました、ほとんど大部分のものがそのまゝ適用できるといふ段階に達しております。

○岩間正男君 その論議は、時間の関係から、これはこまかくやしませんけれども、地位協定も荒つぽいんです。まだ、地位協定を具体化するために合同委員会がつくられた。合同委員会が具体的な実施がきめられてゐるというのが実態です。ここできめられた合意書といふものが適用されなければ、かたわになるわけですよ。ですから、当然これが適用されると、こう考へてもいいと思ひます。

そこで、具体的にお聞きいたしますが、松前・バーンズ協定は適用されるんですか、適用されないんですか、返還後の沖繩に。

○政府委員(久保卓也君) 適用されます。

○岩間正男君 はつきりしたわけですがね。そうすると、松前・バーンズ協定について先ほど御説明がありました。これは、日米両国の航空部隊は「自国の部隊としての本来の姿を保持させつつ、且つ一つの団結した防空組織として運用するのを容易にする」という目的によつて、アメリカ第五空軍と自衛隊航空総隊の間に取り結ばれたものであることは明らかだと思ひますね。ところで、これを沖繩に適用するとしたらどうなる。いままで嘉手納空軍基地や知花の弾薬庫、牧港第二兵站軍団、あるいは瑞慶覧にあるあの数々のものを、な米軍のそういう施設、基地、こういうものを、いわば米軍の中核基地を防衛する任務を自衛隊が引き継ぐとしても、一つの団結した防空組織として運用するといふことになれば、指揮を別々にとるなどということは、全くこれはナンセンスになるのじゃないか。攻撃があつた、これに対応しなければならぬ、そのとき指揮が米軍から出される、あるいは日本の航空自衛隊から出される、こういうことは間に合はなくなつてきますね。結局は米軍の支配のもとに置かれるといふ、そういう体制になることは、これは明らかですよ。いままでの経験でもはつきりしてゐる。これはどうですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 平時においてはそういう心配はないわけ、これはいざというときにといふ問題ですから、日米安全保障条約によつて、日本の安全のために日本の自衛隊と米軍が協力する、そのことは、当然これはあると思ひます。しかし、先ほどから御質問中にもおっしゃるやうに、幸いなことに、極東においてはそういう切迫した事態が起こる可能性はないわけでありませう。しかし、ないからといって放置するわけにはまいりませんので、この話し合いによつて、方針としては取りきめをしておる、こういうことではあります。

○岩間正男君 第五空軍の実態を見ればいいのです。昨年の「よど」号事件で、いまさらながら国

民はこの事態を見たわけです。それで、佐藤さん。日本の政府でも空白のあった時間がある。二十時間くらい空白だったのです。だが、一体これを支配しておったか、君臨するものはだれかということははっきりした。アメリカ第五空軍というものは、言うまでもなく、これは日本、韓国、沖縄などですね。台湾、そういうところ、極東の空を支配しています。そして、自衛隊航空総隊との間に、これは共同の作戦指揮所を持つておる。これは府中にあります。そして防空の指揮に当たっている形になっておる。しかし、あの「よど」号の事件がはつきり示しておるように、この一切の情報網というものは、彼らが握っているのです。だから、日本の政府は二十時間空白のもとに置かれてわからなかったのです。情報網を握っておるものは、同時に指揮権を握っておるものであります。松前・バーンズ協定には、指揮権の問題についてまで書いておりません。情報網はあくまで第五空軍の司令官の権利に所屬するものだということ、これは明記されておるでしょう。そういうことになれば、私は、松前・バーンズ協定が復帰後の沖縄に適用される、そうすれば、それがはつきり生きるわけですから、空の支配権は依然としてアメリカ空軍が握る、こうならざるを得ない、こういうことになるわけです。ですから、先ほど米軍を守るとか、守るのは任務で当然だとかなんとか言っていますその方です。肩がわりをして、自衛隊は沖縄に配備をされて、そして米軍のいままで担当しておったこれらの防衛の任務を引き継ぐのだということになる。これはしかし形なんだ。形はそうなんだ。しかし、実際はどうかという、依然として支配されておる。これは単に空軍だけの問題ではないのであります。こう考えますという、このバーンズ協定をこのまま適用するということは、実は日本の主権の問題とも関連して、非常に重大な課題になってくる。それとも、このバーンズ協定やめましか。関連諸取りきめを変更することなく、安保条約とともに適用するということを言われました。

バーンズ協定はこのまま生きるのだ。第五空軍は沖縄を含めた極東の空を依然として支配し、君臨するのです。こういう体制の中に入っていく自衛隊の姿というものはどういふものですか。この姿をはつきり見てください。陸・海・空三軍の姿を見てください。これははつきり御答弁願いたいですね。

○国務大臣(江崎真澄君) 自衛隊の任務は、言うまでもなく、沖縄の平和確保のために局地防衛に任ずる、これでありま。

それから松前・バーンズ取りきめにつきましては、これは今後とも守っていきたいと思います。その指揮、命令等の執行のしかたについては、防衛局長から念のために補足説明をいたさせます。

○政府委員(久保卓也君) 実態をお話し申し上げれば御理解いただけると思います。

領空侵犯措置に対する行動は、返還後六カ月間は米軍にゆだねるようになっております。その間はレーダーサイトの米側の指揮官が要撃に対して指揮をする。それから六カ月後になりますと、領空侵犯はわがほうが行いますから、レーダーサイトに配置されておる自衛隊の連絡員からコントロールすることになります。その態様というものは、ちょうど三十年代の初期にわが自衛隊、本土の自衛隊がそうであったのと同じであります。

なお、防空については四十八年の四月一日以降日本側が完全に引き継ぎますけれども、その場合には、レーダーサイトは完全にわがほうの指揮下にありますから、わがほうの指揮によって防空任務が遂行されます。

○岩間正男君 喜屋武さんが質問をされますから、私は時間を守りたいと思います。

最後に、だから総理にお聞きしたいのです。いまのような議論を通じて、自衛隊というものはどういふものかというところは、いろいろな点からこれは明らかになったと思うんです。だから、沖縄の人たちはこれの配備に対してはもとより反対しているんです。これは、いろいろな世論調査も示すところでありま。

第一に、沖縄には戦前軍隊がいなかった。その次には本土防衛の前線基地としてあの二十万の犠牲をこうむった。私は、那覇に参りまして、あすこの住民の人たちと一晩懇談会をさしていただいた。ところが、敗戦のあのときの姿はどうだった。ものすごい敵の爆撃で防空壕を必要とした。最後には、あのお墓を使った。お墓を使っただけでも、このお墓を銃剣をつけた日本の軍隊がやってきて、これを追い出した。これはおまえらのいるところじゃないと言つて、これを防空壕に使つた。こういうようなやり方までした。そして、私たちは摩文仁ヶ丘のあそこ参りました。あの土地の中からはまだ白骨が出てくる、こういう姿。そして、そのあとに、どうですか、今度は米軍の二十六年の間のまさに軍事的な支配があったわけです。こういう中で、自衛隊がまた乗り込もうとしている。私は、県民の声を佐藤総理は率直に聞いてほしいのです。こういうことで、自分たちのこの基地、ここから飛び立った爆撃機、そういうものが飛び立つたびに、アジアの人たちが何十人、何百人と殺される。これを長い長い間見てきた。もうがまんできるだろうか。これが現地の人の声じゃないですか。ところが、今度の返還協定というものは、この状態は一つ変わらぬ。むしろ戦力は増強されるところがある。そして自衛隊はここに配備される。この自衛隊は、いまの松前・バーンズ協定の適用、これ一つとってみても、大体どういふ隷属軍隊であるかというところは明らかだと思ふ。こういう中で、一体、この配備に賛成するわけがないでしょうが。

私は、最後に、佐藤総理が沖縄の人たちの声に對してどういふふうに感じておられるか、この一点をお聞きしたいと思ふ。こういうような自衛隊の配備をやめる、そして土地の強制収用なんということはやめる、そして、ほんとうに沖縄の無条件全面返還の方向に全力をあげて国策を変えろ、こういうことを私は要求したいと思ふ。佐藤総理の御意見をお伺いします。

○国務大臣(佐藤榮作君) 岩間君の御要求は、それなりに私も受けとめております。また、沖縄同胞の自衛隊についての拒否反応と申しますか、それも私はわからないではございません。ただ、いま言われたように、戦前、戦中、戦後、それを通じて、やはりその間にできたものだと思います。ただ、私は、この際に申し上げたいのは、かつての陸軍、海軍、空軍というものはなくて、今回の自衛隊は平和に徹した、いわゆる防衛、専守防衛のものでございます。それらの点に十分御理解をいただくなら、いままでの感じとは違つたやうな感じを生み出されるのではないかと思つております。

そこで、私、何よりも申し上げたいのは、ただいまの状態において祖国復帰をほんとうに心から希望しておられる、その祖国復帰が完全な平和なものでない、あるいはまた基地のない祖国復帰を願つたが、どうもそういうものがある、こういうやうな不満、また、自分たちの土地は取り上げられたとかいうやうな不平等々がございますが、それらのものは、過度的な状況のもとにおいては、何よりもやはり復帰することだ、そのもとにおいて、ただいまのような不平不満、また不都合なものが、これらのものを解消してもらいたい、こういうことがやはり同胞の考え方ではないだろうかと思ひます。私は、そういう意味において、今回の行政協定——返還協定もいたしましたが、まず祖国復帰の第一歩を踏み出したばかりだ、いま踏み出そうとしておると、かように私どもこれを受けとめて、今後の沖縄県づくり、これに邁進すべきではないだろうか、かように私は思ひますので、さういまして、ただいまのような点についても、さらにに理解を深めていただきたいと、かように思ひます。

どうも理解なくしてわれわれが自衛隊を配備いたしましたし、これは十分な効果はあがると思ひませんから、十分理解していただくことが何よりも大事なところだ、かように思ひます。

○岩間正男 一言だけ。
まるで、方法はあべこべだと思つたのです。しかし、こゝはもう時間が来ておりますし、喜屋武さんの質問も近づいてきますから、これで終わります。

○委員長(長谷川仁君) 喜屋武眞榮君。

○喜屋武眞榮君 私は、二十五年ぶりに沖縄から参議院議員として国政に参加した一人であり、私たちが任務は、復帰に向けて沖縄問題を国政に反映させるという、こういう重大な任務を持つております。そこで、参加以来、私は自分に直接かかわる会議、委員会はもちろんのこと、衆参両院を含めて、あらゆる機会に傍聴いたしました。沖縄問題を国の問題としてつなぎとめて傍聴いたしております。特に、今国会は沖縄国会と言われておりますとおり、わけでも私の関心は、朝な夕な、そのことで一ぱいでございます。

そういう中で、私は、今日までの国会を通じて私なりに受けとめておりますことは、佐藤総理をはじめ、政府の閣僚のお答えの中から一貫して受け取れることは、復帰後は、復帰したあとにどうする、という、こういう姿勢と答弁が多いけれども、復帰までに起こるものも問題に対して前向きでどう取り組んでいくかという点について、あまり見られない、聞かれない、こういうことに非常に不満を持っております。また、直接沖縄にかかわる沖縄協定の問題にいたしても、二つの立場から、すなわち、国会において審議されていく過程の中で言われております議会制民主主義を踏みにじった暴挙である、こう言われるわけですが、そういう中で沖縄問題が審議されていく、しかも、内容の上からも幾多の問題を残しておる。すれ違ひのままで、問題が解明されないままに今日に至っております。こういう中で私がいま質問に立つておるわけですが、私に与えられた時間もごくわずかであり、そういう状態の中で、審議を尽くしたということ、これが処

理されていくとするならば、一体どうなるであろうか、こういった懸念も、もういまだ持たれていようがありません。

そういう心配がないように、こういうことをお願いしながら最初に佐藤総理にお尋ねしたいことは、沖縄問題の本質は、一つには、四半世紀にわたる米国の布令政治から抜け出して、すなわち、軍事優先のアメリカ支配からの脱却をするということがまず一つ、二つには、明治以来の日本政府による差別からの脱却、これも説明を要すると思ひますが、一応集約いたします。三つには、沖縄問題の処理は、単に沖縄県民の問題だけでなく、日本全体の問題としてとらえる、こういうことが沖縄問題の本質であると私は理解しております。ところが、政府の沖縄施策は、すべて、基地の固定化、基地の強化を前提としておる、こう言わなければならぬと私は受けとめております。たとえば、復帰前の――あとで私さらに詳しく質問もいたしたいと思ひますが、いま沖縄に起こつておるドル・ショックの問題、さらに、きのうの円切り上げと関連いたしまして、さらにたいへんな大混乱を起こしつつありますその通貨切りかえに對しては、即時に、直ちに一ドル三百六十で切りかえろという強い県民的要求があるにもかかわらず、そのことについては拒否されたまま今日に至つておる。のみならず、県民をあげて、国民をあげて、いま国会の中で問題の焦点となつて反対されておるとあるところの土地強制使用の問題に関する告示は、文句を言わずに復帰前にやる。こういう切実な要求に対しては前向きでいられたい。ところが、拒否反応を示すことに對しては、強引に、文句を言わずに押し切つていこうといったような、こういう、まあこれは単なる一例であります、こういう事例からいしても、私は、沖縄問題が本質的に解決されていくことには希望が持たない、こういうことをいま身にしみて感じておるわけですが、それに対する総理の御見解を求めたいのであります。午前中の持ち時間が制限されておりますので、一応締めくくつて答えていただきます。

たい、こう思ふのであります。

そこで、私は、総理にいま申し上げた問題に対する所見と基本態度を確認したい、こう思ふのであります。一つは、明るく豊かで平和な沖縄県づくりということが一貫して述べられております。そのことは、まず第一には、二十六年にわたるしいられた犠牲、これは物心両面からの犠牲を埋め尽くしていくという、いわゆる戦後処理を余すところなくやっていくという、このことが、まず大前提でなければいけない。第二点は、さらにその上に立つて開発をしていくということ、でなければいけない。しかも、その開発は、戦争の不安、戦争の危険のない、こういう沖縄にしていくという、こう私は思ふのであります。現実には起る不安が、もろもろの不安が一ぱいある、これを一つ一つ片づけることなくしては、復帰後にどうなるという、もうそれまでは待てない問題がいま一ぱい山積みしておるわけであり、そういう情勢の中で、いま申し上げたことに対する総理の御所見を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) 施政権下にありまして

も、この沖縄の施政権復帰、それを急いで、また、皆さん方のぜひ国政への参加を願つて、そしてこの復帰について万端漏れなきを期しようというのが政府の考え方であり、本土の皆さん方の考え方でもあったと、かように私は思ひます。したがつて、ただいま言われるように、喜屋武君はじめ、皆さん方が、やはり沖縄代表として、この国会に、大事な施政権返還の問題についても取り組むことができた、かように私は思つております。また、喜屋武君自身が、復帰協、これ、長い間みずから主筆し、また、その先頭に立つて戦つてこられただけに、私は感無量なものである、かように思ひます。そして、ただいま最初に述べられましたように、沖縄の施政権返還、これはどうも軍事優先になるのじゃないかと、また、軍事優先、ほんとうに日本自身もこの軍事優先から脱却する、そうして差別的な待遇をせず、全国民があなたかく迎える、ほんとうにその気持ちになつてゐるのか、こういうような疑問を投げかけられたように思ひますけれども、私は、この際、はつきり申し上げますが、日本本土は沖縄をあたたく迎える、そういうことで胸一ぱいでござい、したがう点から、ほんとうに今後の処置について、復帰後の処置について、たいへん私は複雑な心境でもあり、また、ほんとうに明るく豊かな平和な沖縄県づくりを協力していただけるかどうか、それをたいへん御心配にもなつていらつしやることだと思ひます。ことに、最近のドルから円へ変わる、これがたいへん日常生活を支配しておる一番大きな問題だと、そうして、しかも、円に変わる、その大きな変化があるが、それにもまして、軍基地については何らの変りがない、こういうところに、たいへんな御心配があるのではないかと、私は、それらのことをも考えながら、ただいま御意見をまじえて述べられたこと、この点は私にもわからないではございせんから、私は、皆さん方とともに、沖縄百万の同胞とともに、あたたかくこれを迎え、長い間の、戦中戦後の苦労に報いる、そういうあたたかい措置が、本土全体もあつて、これがとられなければならぬと思ひます。まず、そのためには、しばらく時間はかしていただきたい、かように思ひますが、さつき来、これからお尋ねになるうとする明るく豊かな沖縄県づくり具体的に進すべきではないだろうか。そのためには、どうもただいまの米軍優先、土地収奪、そういうような点ややはり思い起こされる、こういうことについて、いろいろ考えがあるのではないだろうかと思ひます。それが、よし、移り変わりの過渡的な措置にして、暫定使用にして、あの法案についていろいろの論議をかわしたい、かように思つておられるだろうと私は思ふのでございまして、最初に、きわめて簡単な感想だけを申し上げてお答えいたします。

○委員長(長谷川仁君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後一時から再開することとし、暫時休

憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時九分開会

○委員長(長谷川仁君) ただいまから本特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。喜屋武眞榮君。

○喜屋武眞榮君 沖縄の置かれておる立場から、あまりにも問題が多過ぎまして、そして予期しない問題が次々と、こう、続出したしております。これをまず解決し、消していくのでなければ、復帰後の豊かな沖縄というものは、これも絵にかいたもちにしか過ぎません。そういう意味で、私は、まず当面の問題として、いま振りかかっておる問題、具体的な問題を最初にお尋ねしまして、そうして、それについても、現状をなるべく詳しく説明申し上げたほうがいいわけでありまして、けれども、そういうところがありませんので、結論を求める、確認する、こういう意味でお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず第一点は、例の円切り上げに伴ういわゆるドル・ショックであります。前の変動相場制に伴って、ドル圏にある沖縄がたいへんな混乱を起こした、ショックを受けたということは御承知のとおりであります。その傷もまだいえない、解決もしないままに、また次のショックが振りかかってきたのが、きのうのあの問題でございます。円切り上げに関する問題でございます。

その前の実情、問題点を、要点だけ申し上げますと、いま沖縄で起こっておる困難な問題として、一つは、通貨交換時の給与換算問題に対する労使間の紛争、二つが、貨幣資産の価値下落の思惑によるところの資本投資の顕在化、三つが、個人間の貸借金換算額の不確定による不安、四つは、貿易差損発生による物価の上昇、五つが、貿易取引の停滞、六つが、輸出産業の為替差損の発生、七つが、本土旅行者の携帯ドル並びに本土滞

在者への送金の為替差損、こういった形で、ますます混乱が累加しつつあるわけです。

そういうところへ、今度また追い打ちをかけるようにあらわれてきた。いち早く、きのうの反響が、きょうのまた現地からの情報によりまして、たいへんなことになるということを予告いたしておるのであります。現地の琉球銀行の、琉球の推定によりまして、本土復帰までの輸入代金面が約二百億をこえる。これは円の大額切り上げによる被害の損失の総括であります。で、対外債権企業の現金、預貯金、これの、例の十月九日の通貨確認によつて一ドル対三百六十円の保証を受ける個人の現金、預貯金以外の面で、あの条件を別にいたしまして、合計約七百億円にのぼるんだ、こう打ち出しておるのであります。このうち、輸入依存度の、本土輸入が八〇％以上を占めておる、こういう特殊性から、為替差損の増大は本土政府の強力な施策がない限り消費者物価高となつて県民生活をさらに圧迫する、このように警告を発しているわけでありまして。

こういうことも考えてみますと、結局、好んでドル通貨を使用した県民ではなく、これも押しつけられた、強いられたいドル使用である。しかも、みずからの意思によつて異民族の支配を受けておるものでもない。それは日米両政府の一方的な決定によるものである。こういうことがいづれの場合にも大前提になるわけでありまして、この問題を解決するきめ手は、従来から一貫して、沖縄の業者、あるいは立法院、行政府、あるいは民主団体と、波状的に陳情しましたのは、一ドル対が三百六十で、そしてすみやかに切りかえよ、すみやかに切りかえる以外にこれを抜本的に解決する方法がない。これがもう一貫した要望であることは御承知だと思ひます。いま、あらためてこのことをお聞きするわけでありまして、もうその他の糊塗策では、幾ら県民に不利益を与えないのだと、こう言つてみたところで、現実におおるだけである。その犠牲は積み重なってくるだけである。こう思

ひまして、重ねてお聞きしたいことは、すみやかに円に切りかえる、これ以外に解決の方法はない、こう思ひますが、それに対する政府の御見解を求めます。

○国務大臣(田中角榮君) 沖縄のドルを早期に円に切りかえるようにという強い要請があることは事実でございます。政府も苦慮しておるのでございまして、たまたまだけではなく、現実的な問題を考へてみますと、すでに対策を行ないました為替差損——本土との交易に対する安定資金については、すでに九月十二月にわたつて二十一億円の支出を行なつておるわけでございますが、手持ちのドルを円にかえるというところは、なかなかむずかしいのでございまして。これは制度上からもむずかしいし、もう一つは、現実問題としてもむずかしいという困難な事情がございまして。それは、施政権下、施政権がアメリカにございまして、これはもう、流通する通貨をきめることはアメリカであることは言うを待ちません。しかし、しゃくし定木に言つておるのではなく、それは日米間で話し合ひをすればいいじゃないかという話に合ひをしても、これは解決の道がないわけでございます。なぜかといひますと、三百六十円で交換をいたしますと言わなくても、何らかの処置をするのではないかと、投機的資金が沖縄に流入をしないという保証はないわけでございます。ですから、そういう意味で、いまの状態において、何月何日付をもつて三百六十円で計算をする、もし——これは全く仮定の問題であります。そう決定したとすると、米国の軍人の持つておるドルまで、みな三百六十円で交換しなければならぬ。その区別はつかないわけでございます。でございますので、これはもう本土政府に対する要求はよくわかるのです。私たちが、ほんとうに苦慮しておるのです。総理が、きのう、円レートの改定に対して一番困るのは沖縄住民である、政府はその対策に一番腐心しておるのだ、最大の問題はここにあると、こう述べられたの

は、そこにあるわけでございます。ですから、いま現時点において、制度上も現実の上からも、復帰前にきのうまでのレート三百六十円で交換することは全く難しい、こう申し上げる以外にはないわけでございます。

○喜屋武眞榮君 まあ、むずかしい問題、困難な問題、こういうことで片づけられると、相当犠牲を忍べというにしかかなりませんが、それでいいとおっしゃるのですか。

○国務大臣(田中角榮君) いいなどは、夢考えておりません。ですから、総理大臣も、最大の問題はここにあるのだと、こう指摘をせられておるわけでございます。まあ、円平価が切り上げられたときに私もそう思ひました。沖縄の返還がなしにされた後であつたならばよかったなあということ、ほんとうに考えたわけでございますが、現実の問題としては避けがたい事実でございます。でございますから、制度の上から、また現実的に考へてみますと、本土との交易のために安定資金を二十一億支出したような便宜法さえもないというところを現実的に申し上げたわけでございます。それ以上に高度の政治でどう考へるかという問題は当然起こってくる問題でございますが、それは私は復帰後の国民的な課題だろうと、こう思ひます。問題は議論せられるべきものだろうと思ひます。いまの制度の中で、私がいま言つたように、では三百六十円にかえまして、こう言つても、この前に証紙を張るとか、スタンプを押すとかというときには、それなりの措置がとれたわけでございます。ここまで問題が現実的に動いてきておる中で、三百六十円でやりますというときに、投機資金が入らないという保証がないというだけではなく、これはもう入るにきまつておるんです、ひとの施政権下でございますから、どんなに協定が行なわれても入るということでありまして。軍人が持つておるものとこの区別がつかない、アメリカ人が持つておるものとこの区別もつかないという事実でございますから、これは私は、高い政治的な問題

として、民族的な問題として、私がいま答弁を
しているぐらゐの簡単な問題とは思つておりませ
ん。思つておりませんが、いますぐこゝで具体的
な結論を求められても、求められれば、いまのよ
うな答へにしかたない。これが私のたゞいまの
時点における本件に対する公式な御答弁というこ
とでございます。

○喜屋武眞榮君 おつしやる気持ちもよくわかる
んですが、ところが、現実にも、ひしひしと振り
かかってくるこの沖繩の犠牲というものは、どん
なことがあつても、県民に不利益を与えぬだ
と、あるいはよく気持ちはわかるとか、そのよう
なことではがまんならない、そういうところまで
追い込められ、追い詰められておるといふこと
を、ひとつ理解していただいて、そして、やつて
やろうというこの姿勢、配慮があるならば、私
は、沖繩問題は不可能というとはあり得ぬ、ま
た、あらしめてはいかぬ、こう思うのでありま
す。どうかひとつ、総理は、一月にニクソン大統
領とも会談なさいますので、その中でもひとつ最
高の配慮をしていただいて、これが何とかその解
決のめどがつきますように、県民の要望がいれ
れますように、それを期待いたしますものでありま
す、御所見、いかがでありましょう。

○国務大臣(佐藤栄作君) この問題は、たいへん
むづかしい、また複雑な問題でございますが、た
だいま言われるように、変動為替制をとりまし
た際に、もうすでにこのものが起こつております。
当時は、三百二十円になるだらうか、あるいは三
百十五円だらうか、よほどなにしても三百十円だ
らうと、かように言つたのが、今度固定相場で
三百八十円と、これができる。そうして、さらに変
動幅も大きくなつて、こういうことでございま
すから、こゝで何か対策が打ち出されてしか
るべきじゃないか、かように言われることも、こ
れはわからないではございません。ただ施政権が
アメリカにあるからというだけで、れわれも手
をこまぬいてはおられない。変動為替制になつた
際に、沖繩の方が一番お困りだらうと思つてこ

の、本土で勉学される学生諸君、これらについ
ての特別措置をとられてゐることは、すでに御承知
のとおりであります。これは今後も続けていく
てございましょう。さらにまた、沖繩の消費される
物資の本土依存率八〇%と、かように言われてお
る。そういうところで、やはり正月用の関係、こ
れがやはり年の瀬がうまくなる越せるかどうかとい
う、そこらにたいへんな物価高で悩むようなこと
があつてはならないといふことで、これにも一応
の対策を立てたつもりでございます。

まだまだ、もつとこういう点もやれとか、ああ
いう点も考えろとか、こういうようなお話もあ
るかと思ひますが、私は、基本的な問題として
――当座の問題は、ただいまのようなことが考
えられた。しかし、最初にあげられた、労使双方で
支払い時においていろいろ問題が起こる、その他
の七項目か八項目、それらをあげられたが、
それらについて、それぞれ、やはり本土の政府と
しても対策を立てなければならぬ、そこに來て
いるんじゃないだらうか。これは、ドルを円に交
換するといふ前に、解決の方法、めどをつけるこ
とが必要なことと、そういうことこそ今日われわ
れがなし得ることだと。それがどこまで取り組
めるか、これは山中君から、あとで補足説明をし
てもらいたいと思ひますが、先ほど申しましたよ
うに、緊急な、これだけは少なくともやらなけれ
ばならないといふものは一応やつたように思つて
おります。また、ただいま申しましたように、固
定の金額がはつきりきまつたのでございませうか
ら、その点についての貿易差損――これは貿易と
いうよりも、本土からの移入、そういう差損につ
いての問題は、私も取り組み得る状態でありま
すし、物価を上げないような、そういう処置はぜ
ひともとらなければならぬと、かように思つてお
りますから、もつと緊密に皆さん方と連係をとり
まして、そうして実情に沿つたような解決方法を
とるべきだと、かように思つております。ただ、何
か、そんなめんどうくさいことをやらないうで、一
発で全部片づくような処置をとれと言われまして

も、それはなかなか技術上むづかしい問題だと
けさは岩間君にお答えしたように、本土の外務
省といたしまして、そういう方向でありたい、
かように考へておりますが、技術的な面ではな
かむづかしい点がある。これだけは御了承願
つて、ただいま緊急に処置すべきもの、ぜひともこ
れだけは少なくともやつてくだされと、こういう
ものがあるのだらうと思ひますので、そういう点
をもさらに分析する必要があるんじゃないか、か
ように思つております。

○喜屋武眞榮君 では、そのことにつきまして
は、復帰までは待てない、こういう深刻なもの
があるといふことを、さらに知つていただいて、そ
れでは、その間に、いままでも政府が述べられた
県民にやささか不利益を与えない、そういうこ
とは一体どういふことなのか、その具体的なこと
について、ひとつ真剣に考へて対処していただき
たい。そのことについて、もし具体的に御答へが
願えるなら、できたら御答へ願ひ、また、お答へ
願えぬのでしたなら、具体的に検討していただ
いて、目にも物に見せていただきたい、こういうこ
とを強く要望いたします。県民は、きのうの情報に
よりますと、もう大ショックで、きょう、また県
民大会を持つて、これに対する強い要望を打ち上
げる、こういうことが報ぜられておるのでありま
す。

以上、このことについて申し上げて、もしご
ざいましたら御答弁をお願いいたします。
○国務大臣(山中貞則君) もし、夏以来の、ドル
のショック以来の一連の国際金融市場におけるこ
たがたがなかつたら、私も、どれだけ沖繩につ
いてやりやすかつたらうと、たびたび思つてほ
どあります。しかしながら、現実には、ただいま喜屋
武さんから述べられたような事実の中に沖繩
が置かれておるわけでありまして、ただいまま
でとりました措置、それから直ちに、変動相場から
固定相場という、切り上げになつて固定相場に移
行したことに伴う当然の財政措置もいたしてまい
りたいと思ひます。その他の問題を数多く並べら

れておりますが、それを基本的に解決するため
は、どういふ手を打つても、まずやはり、復帰前の
円・ドル即時交換という、こういう問題は、私もそ
のとおりだと考へるわけでありました。大蔵大臣の
立場からの御説明もございしましたが、そのよう
な道があるならば、もうすでにとつていたはずであ
ります。しかしながら、きわめて困難であるために、
改善の策としての、緊急な、日琉両政府だけでな
し得る措置として精一ぱいの、アメリカ側の抗議
もございしたけれども、ドル・チェック、確認によ
る差額交付という措置をとつたわけでありませう。

しかしながら、いま施政権下にあるといふこと
と同時に、布令第十四号で、琉球列島及び大東諸
島に関する唯一の通貨はアメリカ合衆国ドルであ
ると、こう書いてございしますので、どうしても
布令の改定といふことを前提にしなければなら
せん。したがつて、対米折衝いたします際に、
その点の秘密を保つて、アメリカ側もく一連の
関係した人たちだけでいけるものかどうか、きわ
めて困難がございしますが、これは外務大臣ともい
ま相談をいたしております。しかし、かりに、
すべての障害を克服して沖繩において本土と同じ
円圏にしたいと、こう仮定をいたしますと、現在
為替管理法に抵触する制度がございせんから、
当然布令第十四号を……沖繩においては日本円
を使うことを認めるといふことをアメリカがオー
ケーを出したとしても、その際においては、アメ
リカの将兵その他の家族、居住者を含めて、これ
を対象からはずすことは、交渉の過程においてお
そらくできないことだらうと思つたのですけれど
も、かりにそれらの手段で円・ドルを交換した後
において――復帰と一緒であれば円圏になつて
いるわけでありまして問題はありませんが、その
間一カ月でも二カ月でも三カ月でも、沖繩が施政
権下の中にあつて、そうして円通貨の通用とい
ふことになりまして、そこに、円と幾らでも交換で
きる、チェックのされない市場といふものが一つ
ぽつかりと穴をあけるわけでありまして、その
際――沖繩という場所は小そうございしますが、世

界のユーログラフだけで四百六十億ドルといわれておりますけれども、そういうものも含めて、恣意的に沖縄の市場において、復帰までの間に、操作されるであろう姿を考えますと、やはりそれらの点を十分に、法律上も、琉球政府の中の法律としても、制度を詰めておいてからでないかと、むしろかしいというのを考えておりますが、いざいにして、県民の願望の帰するところは一つであると思っております。その点は、今後大蔵、外務大臣とともに、よく相談をしてみたいと存じます。

○喜屋武眞榮君 次に、やっぱり困った問題がいまあるわけがあります。それをぜひ確認をいたしたいと、こう思う問題がございます。それは、琉球政府も、この復帰に向けて、過去の累積したいろいろな問題を点検しながら、洗いざらい立て直しに励んでおる最中ではありますが、その中で、財政面から、従来国家的な、府県的な、そういう荷を負わされた、沖縄が四半世紀も積み重なって歩んできたわけですが、そういう中から、いろいろの問題がいきなり起これたわけですが、その中で、復帰の時点での累積債務は日本政府が引き継いでもらおうと、こういう強い要望があることは御承知のとおりであります。また、そのことについて、それはそれとおりやると、こう述べられておると、これも間接にはお聞きしておりますが、それが間違いないだろうかとか、こういうことをお尋ねしておるわけです。

○国務大臣(山中貞則君) 前にも申し上げましたとおり、沖縄県は、琉球政府として国の事務も行っていただいております。したがって、本来の県よりもよけいな人員をかかえ、よけいな事務を執行し、事業を行なっていたおるわけでありまして、それらに対して、当然本土政府が、昨年より早く起債というものを認めたわけでありまして、起債市場もなく、一般の市中銀行から借りたり、あるいは財投の金を、自分の足を食うような形で使ったり、いろいろと苦勞してこられましたので、これらの点について、若干

の本年度起こした起債等については、これは本土の府県と同じでありますから、これらの若干の金額は別にいたしまして、概略六千五百万ドルぐらいに達すると思われませんが、そのような累積赤字については、国の事務をやっていたおったと、しかも、また、国はそれに対して、琉球政府というものの対するそのような事務の見返りの起債その他について長らくめんどうが見れないというものの堆積でもございますから、それらは一応本土政府の責任においてたな上げをして、きれいさっぱりした県として財政上も出発をさせていただき、その償還は本土政府の予算において償還していくということにいたしまして、来年度はその初年度の償還に匹敵するであろうと思われる金額を予算要求いたしております。

○喜屋武眞榮君 いまの点に、さらに関連して確かめておきたいことは、いま琉球政府直接の累積債務というところでお尋ねしたのですが、それに関連して、琉球政府の借り入れ金以外の債務、たとえば観光開発事業団の民法法人移行に伴うところの債務、これも含んでおるでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) これは、公益法人に観光開発事業団が移っておりますので、その際に、やはり琉球政府の持つております観光開発事業団の赤字という、現在の立場とは違つて、まず公益法人の立場を獲得する上においてもこれは整理されなければならぬものであると思ひます。しかしながら、それは今後のまた観光開発事業団の収支の見通しの問題等とも関連がございますので、その問題を、ぜひ全額、それは琉球政府の赤字であると断定するところまで、まだ作業は進んでおりませんが、方向としては、それも含めて処理せざるを得ないのではないかと、う感じでは、いまのところ、おります。

○喜屋武眞榮君 いまの点は、ぜひひとつ特別な配慮で、あるいは筋書きどおりということになる問題がある場合もあるかもしれませんが、沖縄の特殊事情という立場から、ぜひひとつ大幅に配慮してもらわなければいけない、こう思っております。

ますので、強く申し入れておきます。次に、これも沖縄の特殊事情から来る問題であります。公務員の年休の問題であります。年休買上げというところに沖縄はなっておりますが、それが復帰の時点でそのまま既得権として、ぜひ認めてほしいという強い要望があるわけなんです。それに、それに対して政府としてどうお考えか、ぜひひとつ、その現地の要望にこたえていただきたいというのを申し入れて、御見解をお聞きたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 確かに、長年、琉球政府の公務員の方々は、年休の買上げ制度、したがって、それを積み立てて買上げてもらう権利というものを保持してやられてきたことは私も承知いたしております。したがって、その権利は、復帰の際に退職される方にはその権利のままで退職されるわけでありまして、これは当然、国のほうも財政措置その他において琉球政府に御援助申し上げなければならぬ点は、いろいろと、退職後、沖縄の琉球政府に現在つとめておられる職員の方で国家公務員として出先の機関の中に入つていかれる方々もおりまして、本土にいられる方々もおると思ひます。それらの方々に、一般の公務員と違う休暇のとり方というものが、あるいはまた買上げ制度というものが存在することは、この点は原則的にどうしても消化することができません。したがって、人事院規則において現在まで権利として積み立てられた人々は、有給のまま、その休暇を行使することを認める、すなわち、本土の公務員法、人事院規則によつて定められた休暇の年当たりの日数というものを、沖縄県並びに地方公務員について、現在の制度下でつとめておられた経歴の方々に、消化していただくことを認めようというところに、いま、しておるわけでありまして、しかしながら、この点は、琉球政府の御要望に完全に沿っていないという点は認めざるを得ない次第であります。

○喜屋武眞榮君 この点についても、まあ政府の御態度はわかりましたが、現地の強い要望としては、どうしても買上げてほしいと、このことでは、いまだに団交の中でもそれが非常に問題として交渉中であるようでありまして、その点、いろいろせんざくすればあると思ひますが、ぜひひとつ、戦後処理、こういう考え方に立つて要望をいれてほしいことを強く私望いたしまして、御検討をお願いしたいと思います。

次に、同じく政府職員の給料、いわゆる復帰の時点でドル圏が円圏になるわけでありまして、その給料をどう乗っかけていくか、こういうことは、まあ一般労働者の問題とも関係があるわけでありまして、このことにつきまして、どのように考えておられるか、お尋ねします。

○国務大臣(山中貞則君) 公務員については、これは単純にドル三百六十円で換算した俸給という計算にはなりません。すなわち、本土の号俸相当の地位、経歴を持つ方は、そのまま本土公務員と同じ処遇の職責と給料を受けるわけでありまして、から、本土俸給号俸に当てはめてみますと、おおむね琉球政府の職員の三十歳以上ぐらの方々は本土の国家公務員の給与体系に乗ったほうがプラスになります。したがって、そのままだ三百六十円よりもよけい、換算で言えば、なることになると思ひますが、一方、初任給から始まって三十歳ぐらまでのところが、沖縄のほうが高くなっております。これらの点は、やはりこれは基本給でありますから、それについての既得権というものは認めなければならぬわけでありまして、それについては手当を支給することによつて加算をしていこう、それはしかし、三十過ぎに達しますと、本土号俸にそのままだ入ってマイナスになることなく一体化できるわけでありまして、その手段を続けることによつて無理なくやっいていけると思ひます。また、地方公務員たるべき方々については、国家公務員に準じたそのような処理が、たとえば教職員等については本土の県と同じ本土の円でもって計算された二分の一の負

担額というものが行なわれず、警察官等についても同じでございますから、地方公務員についてはそのような支給に要する経費は、また自治省においても当然必要経費として交付税その他の算定の基礎に入るわけでございますので、公務員については一ドル三百六十円という計算だと少なくなる人も出てまいりますが、そのようなことは前提を抜きにしまして、実際の相当すべき号俸の支給を受けるということになるということを申し上げたいと思います。

○喜屋武眞榮君 このことにつきましては、まず、いかなることがあっても不利になることがないように、そうして既得権を尊重してもらうように、こういう考え方に立つて処理していただくよう要望いたしておきます。

次に、水道問題について建設大臣にお尋ねします。水道料金は、軍、民との両面あるわけですが、その軍、民の水道料金はどのように考えておられるか、お尋ねします。

○国務大臣(山中貞則君) これは返還協定にございますけれども、しかしながら、現実においては、本土において米軍が受けている処遇と同じことになりまして、すなわち、八〇%ぐらいは、ほとんどが本土においては一般の市民の払うべき対価としての水道料金というものと同一ものを支払っておられるわけでありますので、沖縄においても同じ条件で支払われることになるかと思いますが、しかしながら、現在公益水道より公社に卸して出しておられます金、これは今度は、もう沖縄県が一括して琉球水道公社で処理するわけでありますから、その金額というものがそのまま米軍の支払う水道料金になっております。しかし、ひるがえって本土のほうは、一般市民の支払うべき水道料金とほぼ同じ料金のものをずっと大体やっておりますから、沖縄においても、現実においては、県営水道の場合で、市町村でやりたいという、直接給水したいという場合で、ちよつと態様も違ってくるかと思いますが、原則として、何ら一般の県民の支払う料金と変わりのない料金を米側が支払う

ということになるかと思ひます。

○喜屋武眞榮君 いま、ほぼ同じとおっしゃいましたが、これをいろいろお尋ねする時間もありませんで、あとでひとつ、資料をいただきたいと思ひます。本土における民間、軍との水道料金、それから、なお、このことにつきまして、いま石川以南の——沖縄の場合ですね。石川以南の補助が十分の十でないか、こう聞いておりますが、その理由は何かあるか、これが第一点。

次に、軍用地内の立ち入り調査について、いま四カ月前からそれを申請しておるけれども、いまだに回答がなくて非常に困つておる。金武と石川間の間における軍用地内の立ち入り調査がはばまれて、実際の工事調査ができなくて困つておる、こういうことを聞いておりますが、それは御存じでしょうか。また、そのことについてどういう手を打っておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 初めの、まず、ダム、すなわち福地ダムの完全なる送水開始までの予算並びにその他の北部の東部の安波川、普久川等のダム建設に対する予算等は、来年度予算で要求をいたしておきます。これは十分の十でございます。そして、石川浄水場までも、これも全額国費というようにいたしておきますが、この石川浄水場についても、そこまでの輸送水管については——やはりダムは全額国費であつても、利用料金というものを伴うための送水である、見返りの収入があるということである。議論はあるわけでありまして、少なくとも石川浄水場まではきちんとして十分の十で届けなければいけません。ということ、コストその他の面から考えておりますが、さて石川浄水場から、今度は、いよいよ水道公社の供水ということになりますと、これは工業用水も計算の上に入つてまいりますし、一般の水道も、いまでも料金は、給水される方は払つておられるわけでありまして、これを全く石川以南の工業用水まで含めて全額国の補助ということは、私自身も、これはきわめて困難であると考えますので、いまのところは、精一ぱい四分の三

補助というつもりで、石川以南については工事をやるつもりでございます。

さらに、現在の予定された路線の調査費、これについて、いま基地内の立ち入りの調査ができないという話については、私も正確にその点を把握いたしておりましたが、本土政府の調査団の調査ができないのであるのか、あるいは沖縄の県の調査の段階であるのか、そこらのところを承つてから、また御答弁したいと存じます。

○喜屋武眞榮君 この立ち入り調査ができなくて非常に困つておるから困つておる、こういうことを聞いておりますので、これはひとつ早急に調査してもらつて、打つべき手を打つていただき、その予定の工事がスムーズにいくように御協力を願ひたい、取り計らつてもらひたい、こういうことを要望いたします。

次に、核の問題について外務大臣にお尋ねいたします。まあ国会論議の中では、復帰の時点で、なくなると、こういうことは、もう一貫して確認されておると思ひますが、それで、あえてまた蒸し返したくありませんが、結論だけ。

その復帰の時点で、なくなるという場合に、県民がそれだけでは納得いかぬ、不安に思ふことは、復帰の時点でなくなるためには、やつぱりその事前の作業がなければいけません。そうすると、いつから、コースはどうなのか、方法はどうなのか、安全対策はどうなのか、こういうことを知らない限り、幾ら安心しろと言つたて、それは安心できるはずはない。このことについてお聞きしたい。これが第一点。

次に、七千万ドル、七千万ドルというのは、核撤去のすべての費用であるか、まずこのことについて、簡単に結論だけでよろこびますから

○国務大臣(福田赳夫君) まず、七千万ドルでございますが、これは、核撤去の費用も考慮し、とこの中であります、全部ではございませんでございませう。それから、核は返還時にはなくなる、これは御

納得のようでございますが、それまでの県民の不安、これは、いつ、どういう手順で撤去せられるであろうか、こういうことでございませう。私もその点には思ひを及ぼしておるのですが、しかし、この核というものの性格上、非常にむずかしい問題です。つまり、今日でも正式には、アメリカは核が存在するというのを言っていないんです。しかし、私も、これは核はあるというふうにはらみおり、また、そう信じておる。そういう状態のもとにおける核撤去の問題。そこで皆さんから話がありますので、米政府とも話し合つてございませうが、どうしてもこれをわれわれにまかしてもらひたい、われわれは責任を持つて県民の安全というものを保障します、こう言つておる。私も政府といたしまして、責任を持つたこのアメリカ政府の態度を確認を得た以上は、責任を持つて県民には不安なからしめたい、こういうふうに出ておられますので、そのとおりに御了承願ひたい、かように存じます。

○喜屋武眞榮君 いま外務大臣は納得しているようだがとおっしゃいましたが、納得はしていません。その点はひとつ。納得はしていません。ただ、政府が一貫して、復帰の時点ではなくなるということをおっしゃつておられますが、ということでありまして、そのようにひとつ理解していただきたい。

それじゃ、その核撤去という場合の内容は、核弾頭も、核本体も、核格納庫も、核部隊も含んだ意味の核撤去ということであるか、そのことを、まずお聞きしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 核並びに核基地、こういうことでございませう。核、それに関連する基地、一帯を含んで、こういう趣旨でございませう。

○喜屋武眞榮君 次に、核撤去した後における点検につきまして、その点検はどのように行なわれるのであるか。そうして、それに関連しまして、たとえば放射能という場合には放射能点検のガイガー器があるわけですね。核点検をするところの何か装備があるかないか、ひとつお尋ねします。

○政府委員(久保幸也君) 通常問題になっておりますのは、核の弾頭についてミサイルであるとか、爆弾であるとか、魚雷であるとか、そういうようなものがありますが、格別、ガイガー計数器のようなものは必要でない。それぞれのたまた名称その他が附着していると思ひますので、私は、目で見れば確認はできるものと、方法論としてはそう思ひます。

○喜屋武眞榮君 もう一つ、撤去の点検の方法をお尋ねしたわけですが。

○国務大臣(福田赳夫君) 点検というのは、法律上、条約上われわれ日本国の権利としての査察というふうな意味合いでありとすれば、これは不可能でございます。しかし、核が撤去されるという、また、その時点においては核撤去されておる、そういう事実の確認につきましては、くふうをこらしてみたい、かように考えております。

○喜屋武眞榮君 あえて聞きますのは、とにかく、毒ガス撤去についても、あれだけ沖縄じゅうが騒動になって悩んだ問題であります。核の問題も、それ以上の危険な問題、困難な問題であることは承知であります。そこで、これが撤去されるということが納得のいく、こういう理解がない限り、いろいろと疑惑がわくわけでありまして。そういう意味で私はあえてお尋ねしたわけでありまして、どうか、その不安が皆無である、こういう前提に立って納得をしていくあらゆる方法をひとつ検討していただきたい。そうでなければ、いままでの論争の中では、その不安は決してぬぐい去れない、こういうことを強く申し上げる次第であります。

時間もおわすしかありませんので、次に、防衛庁長官にお尋ねしたいことは、防衛庁予算費目の中に、基地周辺整備費という項目がございますね。これはどういふ面に使われるのであるか、それはどのようにして使うのであるか、そのことについてお伺いしたい。

○国務大臣(江崎眞澄君) これは、現在、本土でも毎年増加を見まして、基地周辺のいわゆる騒音

対策であるとか、基地公害という新しいことが出てまいりましたが、そういうものを防止するために使っておるわけでありまして。そこで、沖縄の基地そのものは現在アメリカ施政権下にあるものですが、とりあえずは今年度概算要求で五千万余を大蔵省にわれわれ要望いたしました。詳細にひとつ調査を展開しよう、このことが根本的に一つ。それから、すでにもう見た目で、これは基地周辺の学校であつて勉強上騒音に耐えられないというふうなところ、あるいは河川がはんらんして、それが民家まで及ぶ、あるいは基地周辺の道路で、しばしばこの審議でも問題になりましたように、危険と考えられるような道路、そういう緊急対策につきましましては十数億円の概算要求をして、施政権が移り次第直ちに来年度に措置をしたい、こういうことで、いま手配をいたしております。

○喜屋武眞榮君 その予算を流される場合に、それは直接防衛庁が、たとえば村であれば村、学校であれば学校にすぐ直接流されるわけですか、どうですか。

○国務大臣(江崎眞澄君) 市町村に流すわけでありまして。そうして、沖縄県の場合は、県財政の事情等を勘案いたしまして、沖縄県も含む、こういう形で対処いたしております。詳細は施設庁長官に補足させます。

○政府委員(島田豊君) 周辺対策事業につきましまして補助金を交付いたします場合には、防衛施設庁から直接市町村に交付するという手続でございますか。

○喜屋武眞榮君 いまそれを私が取り上げましたのは、御承知のとおり、沖縄は戦争で地上物件が九六%も壊滅した、学校施設は一〇〇%壊滅した、こういう状態の中で、沖縄にプラスになるものはそれは喜んで受け入れる、こういう基本態度は持っております。あらゆる面で、ところが、その場合に、それがあめ玉式に流すんです。筋を通して沖縄の復興に協力してもらおうというならわかりますけれども、そういった、ないものに対して

で、そうして先陣争いといひますか、ほしい者は来いとか、あるいは下さいと言へばすぐストリートにやるといったような、こういうことでやられますという、沖縄は大混乱が起る、悪く言う、これが壊策策に利用される、こういうことにもなりかねない。その一つが、防衛庁費で体育館をというところが現地の新聞で出ましたが、ある学校のPTA会長が防衛庁とどういふいきさつがあつたか、これはまだ私も調査をしておりますが、これはたいへんなことだと、筋の通りぬようなことをしてもらつて沖縄の教育界を、これは教育のみではなく、混乱をさしてもらつちたいへんなことになるかと、こういうことを憂えておるわけでありまして。そのことについて御存じでしょうか。

○国務大臣(江崎眞澄君) 体育館等は、すでにこれはもう本土では実行に移しておる。それは、騒音が非常にきびしい場合、激しい場合には、たとえば体操教師の号令も徹底いたしません。したがいまして、屋内体操場をつくつて、しかも防音装置を施して、その中で十分体を練磨することもできれば、ときには競技をすることもできるというわけで、本土でもこれはやっておることですから、何も安保条約の適用だけが本土並みではありませんので、そういう面においても、従来明文のなかつた基地周辺の整備ということにはひとつ意欲的にやつていきたい。それを、あめ玉などというふうなことは、これはあくまで誤解でありますから、御理解をお願いいたします。

○喜屋武眞榮君 あえてそれを申し上げますのは、いま基地のつながりにおける——沖縄全体が基地被害者であります、直ちに防音装置をしなければいけないという学校が六十八校もあるわけですが、六十八校も、それが、いま細々ながら、防音装置の施設も十分ではないけれども三、四校しかまだない。そういう状態の中で、個人的にこうして結びついて、それが、あめ玉式にやられたんでは沖縄の教育を混乱させる。筋を通してやつてもらいたい。学校関係ならば、ちゃんと教育委員

会がある。文教局がある。この筋を通してやつてもらわねばたいへんなことになる。沖縄のためにやつてもらふことはありがたいが、筋道を通してもらいたいということを要望します。

○国務大臣(江崎眞澄君) これは、喜屋武議員は教育関係者であられますが、そういう私情とか情実によつて厚薄があるというふうなことは、かりそめにも、沖縄に限らず、本土においても許されることではありませぬので、十分公平を期し、重要度に従つて実現をするようにしていきたいと思ひます。

○委員長(長谷川仁君) 速記をちょっととめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を始めて。

○喜屋武眞榮君 そういう状態に追い詰められておりますが、私はまだ質問したいことが一ぱいございせんので、私は保留いたします。

○委員長(長谷川仁君) 本日の質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四分散会